

平成26年（2014年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成26年3月5日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年3月6日（木）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	森本鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 川端 龍雄 16番 平野 倅規

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から所用のため、欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

議事に入る前にご連絡を申し上げます。

一般質問通告書の受け付け締め切りは、本日の午後1時までとなっております。締め切り時間に遅れることのないようご注意ください。

中本衛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

中本衛議長

それでは議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 川端 龍雄君

16番 平野 倅規君

のご兩名を指名いたします。

中本衛議長

それでは、日程に従い議事を進めます。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となります。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲ごとに、3回以内で質疑が許されることとなります。

なお、委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

日程第2

中本衛議長

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第2 議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

13番 平野隆久君。

13番 平野隆久議員

まず、この議案についての質疑を行います。この消費税に伴う改定ということなんですけど、これは一律消費税3%の値上げということで、改定ということで一律でされておるのかについて、まず答弁を求めます。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。今回の改正につきましてははですね、と申しますよりも、これまで3%、5%のときにつきましてははですね、それぞれの条例の中でですね、考え方が一定でなかった部分もございまして、転嫁してきている部分もございまして、料金を替えずにもの料金を値下げするというような格好で、転嫁したというような格好をとってきているものもございました。

ところがですね、やっぱり国のほうからも、今回もですね、きちんとした公共施設への使用料等への消費税の転嫁を条例改正をして、きちっと対応をするようにというような指導がございまして、各課、その消費税に関係する条例を持っている各課きちんと集まりましてですね、何度もどうあるべきなのかということを議論いたしまして、基本的に消費税の転嫁が必要な、非課税の部分は除きましてですね、それを8%になるように転嫁をしようということで行っております。

ただ、議員ご指摘のは、この中でですね、いろいろその条例によりましてですね、その施設の運営上の部分で、若干の違いといいますか、あれはあると思うんですが、基本的には考え方としましては、今現在5%も転嫁されているという条件の中で、もともとの値段といたしますか、原価というのを1.05で割り返して出してですね、その端数を処理をしまして、それへ1.08%ですか、8%掛けるという考えの中でやっております。以上です。

中本衛議長

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

今の総務課長言われましたように、僕もこのちょっと全部、全部消費税割り返して、0.8%足して計算して、1円未満については切り捨てというなのがほとんどなんですけども、その中でもちょっと、それが統一されてない部分もあるんです。細かい話をすると、1,000円が1,020円、1,030円となっているところもあるし、いろいろ箇所バラバラなところもあるんです。

それで、今回僕なぜこの質問したかというのと、紀伊長島の古里温泉条例の中で、500円が510円になってますよね。これは3%の分を割り返して、0.8%掛けて510円になったというのわかるんですけども、全部が全部統一されてない部分で、この500円が510円にする意味があったのかどうか。戻すと500円、0.5%消費税上がったときでも500円ということで、ワンコインということで、利用者の方が利用しやすいように500円とした例があると思うんです。今回、その3%、今度消費税が上積みになったことによって、500円を510円にする意味があるのかどうか、やはり利用者の方を考えると、ほかの部分についてはね、きちっとその施設を変えなければならないという目的意識が、確かにはっきりした時点の方が多と思うんですけども、やはりその古里温泉、温泉に入るという方は、ちょっと入りに行こうかと思う方が結構みえると思うんです。その方たちのことを考えるとね、10円を、だから本当は、今回消費税8%掛けなければならないのはわかるんですけども、

本体価格を少し下げて、消費税8%掛け直して500円にするような方法がなかったのかどうか、その点があるので、今回質問させてもらったんです。

1つの例を挙げると、例えば、そのオートキャンプ場ですよ。駐車場は500円のままですよ。このままでいくと510円にするべきですよ、同じような考えだったら。ここは500円にして、古里温泉は510円になっておると、利用者のことを考えると、老人、障がい者の方も410円になってますよね。ここら辺やっぱり、そこら辺、利用者のことを考えて、500円とか400円にここは少なくともするべきだったんじゃないかという気持ちで、質疑させていただきます。それについて答弁を求めます。

中本衛議長

企画課長。

濱田多実博商工観光課長

今回、古里温泉につきましてはですね、510円ということで、基本的な考え方のもとで、これについては料金を設定をさせていただいております。

キャンプ場につきましてはですね、指定管理者と話し合いをさせていただいた中でですね、受付業務というのがゴールデンウィークであるとか、あるいは夏休み等はですね、かなり煩雑をするということで、その場で料金を計算してですね、それから料金いただくということになるので、これまで例えば1,000円であるとか100円単位で設定をさせていただいております。

そういうことからですね、基本的な考え方についてはですね、国のほうから示されております事業全体で適正な転嫁をしたらよろしいよということがありましてですね、例えばサイト料金については8%よりも若干高めに設定をさせていただきましたけども、1人当たりの利用料については今回は据え置きをさせていただいて、そういった形です、トータルとして8%に近い数字です、転嫁をさせていただいたということでございます。

古里温泉につきましてはですね、経費等の関係もございまして、例えば燃料価格が高くなっておったりですね、そういった中で、非常に採算性も非常に悪いということも、現実もありますのでね、その部分について、今回やむなく転嫁をさせていただいたということでございます。

中本衛議長

ただいまの、私、課長名をちょっと間違いましたので、訂正させていただきます。商工観光課長でございました。訂正させていただきます。失礼します。

じゃ、続けてどうぞ。

13番 平野隆久議員

オートキャンプ場の場合はこういうことでした。それで古里温泉の場合は燃料高騰で、こういうことがあるんですけど、そしたら例えばその部分はあわせて550円とか600円にならわかるんですよ。これは10円上げただけじゃないですか。だからオートキャンプ場の場合はそうできたのなら、なぜこれをそういうふうにするということ考えられなかったんですか。

やっぱりその利用者のこと考えて、少しでも、例えば10円上げて、100人来て1,000円ですよ、そうですね。今後10%のこともありますけども、やはりそこら辺は利用者のことも考えてね、やっぱり使いやすい料金設定、燃料が高騰することもあるということなんですけども、そこら辺は10円を上げることによって、利用者の方がどう考えるかということをもっとね、考えていただきたいと思うんです。

今回、これ3回目ですもんで、答弁求めますけども、私、総務財政常任委員会じゃないんで、この件については委員会において十分議論をしていただきたいと思いますんで、その点もよろしくお願いします。じゃ、答弁求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

キャンプ場につきましてもですね、8%には達しません。7%、7.3%の課税はさせていただいておりますので、そこはないということではございません。基本的に先ほど申し上げましたようにですね、今回、全体的な見直しをしてですね、基本的にはもう課税をさせていただくという全体の方向がございますので、その方向に沿って、今回は料金を改定させていただく予定ということでございます。以上でございます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

5番 瀧本攻君。

瀧本君、ちょっと先立って言わせていただきます。所轄の委員会ではできるだけ控えていただいて、大まかな部分だけ質疑お願いしたいと思います。

5番 瀧本攻議員

あのね、先ほど課長はですね、今の内税を105で割って、それでそれを戻して10円未満ですか、切り捨てて108を掛けたというふうにおっしゃいましたね。だからそれは、ほかの

近隣の市町村もそういうふうにやられておるかどうかということの確認ですな。私は 105 で割って、108掛けたと、10円や20円の開き出てくるんですね。それだけです。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

近隣の市町村の対応ということでしょうか。

各課が集まって検討したときにですね、近隣はどうするのかというようなことも、一応確認はさせてもらっております。近いところで熊野市はうちと同じように、基本的にすべてにおいて8%の転嫁をするということで、それで水道ですとか、特別会計ですね、だけについての転嫁を図るといのが御浜町、尾鷲市、大台町です。それから北のほうと言いますか、松阪とか以北のほうはうちと同じような考え方をするとところが多いと、全部は当たってはいいんですが、一応そういうふうな情報を得ております。以上であります。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私は聞きたいのは、この消費税増税によってですね、関係条例それぞれ10円から 300円台までいろいろあるんですが、この総枠としてね、利用者によって違いますけれど、全体どれぐらいの料金になるか、対前年では、それぐらいのデータを持っておると思うんですが、その金額はどのぐらいになりますか。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

当然の質問かなとは思いますが、今回のですね、いろんな条例24本ですか、このまとめて一本化で出させてもらった24本なんですが、この中でですね、やっぱり一番影響を受けるのは、先ほど課長も答弁いたしました、商工観光の分野が一番大きいのかなというふうに思っております。

それで、担当課のほうで試算をさせていただいているのを伺うとですね、森林公園オートキャンプ場で大体83万円ぐらい。それから古里温泉で約45万円ぐらい。それから島勝体験イベント交流施設で10万円ぐらい。これは今実績としてわかる人数に単純に掛けたらという

ことですね。それで大体それトータルしますと 138万円ぐらいになります。ただですね、ほかの条例の料金というのは額も低額ですし、改定差額も少ないということもありますし、それから利用者のほうもですね、利用される側のほうも団体ですとか、公的なものですと、使用料免除という制度を使っていたら、使用料をとらずにということの施設も結構ありますので、影響額はごく少ないのかなというふうに考えております。

それですね、トータルでどれだけ跳ね返るのか、その消費税分でどれだけになるのかというのは、綿密にはまだ出しておりません。今年ですね、実績の中でですね、どれぐらいの差が出てくるのかなという、ただ、施設の利用料というのはその消費税だけじゃなくて、いろんな要素で上がったり下がったりというのが、する場合がありますんで、今のところちょっとこう大きくつかんでいるのはそこらだけでございます。以上であります。

中本衛議長

中津畑君。

14番 中津畑正量議員

答弁ありがとうございました。

ただね、課長に聞きたいのですが、対前年でね、どれぐらいの利用者があったのかということで、トータル的にはやっぱりきちっとつかんでおくべきだと思うんです。というのも、やっぱり利用者の立場になればですね、消費税増税がされて一体どれぐらい、この利用回数にもよりますし、一人ひとりにとっては課長の言うた少額でもあるかと思えますけれど、このトータル的なものも出してですね、是非、担当委員会の中では説明を、今できないのであればしていただきたい、そのことはどうですか。今、全然そういうトータル的なものはなかったということではよろしいんですか。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えします。議員の言われるのはもっともなんですけど、先ほど例に出させてもらったところというのは、きちんとしたもうかなり人数ですとか、料金も高い設定になっている。必ず免除というのがないような施設ですので、出してありますが、ほかのところにつきましては、確かに今のところですね、その分で何人掛けていくらというのは、細かいところまでは出してないのは事実です。

で、予算的なことにつきましてはですね、年度途中でそういう状況というのもわかってき

ましたら、改めて大きくなったりですね、する場合でしたら、先に言いましたように、要素は、収入の要素というのは消費税だけで決まるわけではないんですが、それも加味して、必要な場合は補正等ですね、また変更していくと、計上し直していくというふうには考えておりますが、今のところ条例の一個一個の料金について、いくら分というような感じのところまでは出しておりませんので、できればご理解いただきたいなと思います。以上です。

中本衛議長

中津畑議員。

14番 中津畑正量議員

出さないというんか、出せないというんか、そういう答弁ですが、これは是非出していきたい。でないと、やっぱり利用する公共的なものを使うときにですね、そういう頭も入れていただかないと、これは説明不足といいますか、それが出てくると思います。そういう意味で細かい10円、20円の消費税増税も含めてですね、対前年比でいつも国保データとか、そういうものが出されて、今回はこうなりますということで説明されるんですが、これについてはちょっと前年の対比ですね、上げてもらわないと、やっぱり利用者の立場から見ると、何でという話になろうかと思います。是非お願いします。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

いい訳するようで申し訳ないのですが、本当にこの条例をですね、一括して転嫁する、まとめるのも非常にかかりまして、そこまで手が回らなかったというのが実情でして、ただですね、3%増額になった分の金額掛ける24の実績の人数というようなものを拾ってですね、その金額ということであればですね、また各課に連絡をして、ちょっと時間をいただくかもわかりませんが、何とかですね、一個一個拾うような格好で対応したいと思います。申し訳ありません。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第3

中本衛議長

次に、日程第3 議案第2号 紀北町地域振興会館条例を議題といたします。

質疑を許します。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員。

確認なんですが、旧支所の名前について商工会がですね、産業会館という名称を求めています。今回、この町長提案にあるのは、ネーミングはどちらでされたんですか。その辺確認したいと思います。私は直接聞いてました。商工会のほうからですね、産業会館という名称にしてほしいという話をね。町長は当然聞いておられると思うので、確認です。

中本衛議長

町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないです。私、正式に何も聞いておりません。そういうのは話の中では出たのかも知れませんが、私のほうへ産業会館にさせてくれという正式な申し入れも何もなかったです。

中本衛議長

財政課長。

工門利弘財政課長

商工会と何回もその打ち合わせをする中でですね、実は旧紀伊長島総合支所という名前をですね、いつまでも使うわけにいかないということで、名前を付けようと思いますという話は、会議の中で何回かさせていただきました。ただ、いろいろ町のほう側でいろいろ議論させていただきますが、商工会さんの希望どおりにはならないかも知れませんが、名前は付けたいと思いますということで話を進めてまいりました。

その中でですね、産業会館という名前はですね、会議の中では出ませんでした。商工文化会館という名前は何度か出てきまして、商工会さんとしても商工文化会館という名前だったらありがたいですね、という希望はありましたけども、実際ですね、2階、3階の利用

が決まらない中で、なかなかその商工文化というのは使いにくいということで、最終的にですね、理事者と協議して、今回の紀北町地域振興会館という名前にいたしまして、会長のほうにもですね、そのような名前で上程させていただきますということは、口頭で伝えております。以上です。

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員。

私は直接聞いたんですがね。よろしいわ。理事者側は聞いてないというのやったら。私は直接聞いておるんです。トップからね。それはよろしいですけども、ネーミングはそうすると、財政課長が中心になってお決めになったということで、受け取ってよろしいですかね。

中本衛議長

財政課長。

工門利弘財政課長

とてもですね、私を中心になってというのではありません。もちろん理事者と協議して、この条例を上程させていただきましたので、私というわけではないです。当然、私もその会議に出ささせていただきますしておりますが。

それと、もう1つ付け加えさせていただきますと、私が商工会さんと協議する中で聞いておるのは、商工会があそこへ、1階へ入るということですので、できたら産業という名前よりも商工という名前でいていただきたいということは、私は直接ですね、会長、副会長、それから事務局のいる中で聞いておりますので、産業というのはあまりないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

中本衛議長

よろしいですか、よろしいです。

ほかに、ございませんか。

3番 樋口泰生君。

3番 樋口泰生議員

今の関連なんですが、紀北町地域振興会館という名前になりますとですね、三浦の休憩施設ですね、地域振興施設という、あれがこれから建設される、三浦の休憩施設が建設されていく間にですね、あの建物の名前がどうなるかというのとの整合性も含めてですね、こ

の名前との紛らわしさというのに対して、ちょっと答弁を求めたいんですが、よろしくお願ひします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のご質疑にお答えいたします。あくまでも今ですね、仮称という形で三浦地域のもので、ことばせていただいておりますので、まだ正式に名前が決まったわけでもございません。ということばです。

中本衛議長

樋口君。

3番 樋口泰生議員

ということばは、今回の地域振興会館、これはいわゆる町長部局のほうで決定いただいたと思うんですが、これに対してのですね、今、質問されましたですけど、この名前に決定していく過程についてですね、もう一度再度ご答弁をいただきたい。

それと、三浦に関して質問続けると、ちょっとこれと本論と離れますが、どういった形で休憩施設のほうですね。2つあります。休憩施設のほうはどういった形の名前を命名されていくかについて、答弁を求めたいんです。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

決定の過程ですね。先ほど申し上げたように、副町長含め担当と一緒に決めました。そして商工の振興を図るということ、それから紀北町の地域のもので、いろいろなものが入るかわからない中で、いろいろなものを振興するために活用していきたいということばですね、紀北町地域振興会館という名前に付けさせていただきました。過程はそういう形で、いろいろな振興の基になる、基地となる会館であるということばでございます。

それと、三浦地域のもので、今、仮称で地域振興施設、名前ですけど、これにはもちろんきちんとした名前が付くと思います。それはまだ今の段階ではですね、どういう形の名前にしようかということばは、まだ議論はしておりませんが、館の名前を、例えば何々何々何とかとかですね、そういうような方でいろいろ付けていきたいなと思いますけど、私としてはやっぱり紀北町というものをですね、PRできる名前がいいのではないかと思

います。

中本衛議長

最後です。よろしくお願いします。

3番 樋口泰生議員

ほかの議員の方からも、公募するといった方法をですね、は考えの中にあるのかどうか、
答弁を最後をお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今後、検討していくうえでのですね、1つの手段かと思いますが、今現時点ではそこま
でも決めてないです。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例を議題とい
たします。

質疑を許します。

質疑される方。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

この4月からはですね、消費税が引き上げられるわけなんです、それにですね、このみ
え森と緑の県民税、これも創設されるということで、ダブってですね、町民の負担が増え

ていくので。

中本衛議長

松永産品、常任委員会の担当になりますので、大まかに質問してください。新規条例ですね。失礼しました。

12番 松永征也議員

本町はね、屈指の森林地帯でもあるものですから、積み立てというよりもですね、早期に事業化すべきではないかと思うものですから、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の基金条例の上程につきましては、提案説明の中でも申し上げさせていただきましたように、この基金をつくることによって、積み立てることも可能となるということでございますので、平成26年度当初予算におきましては、歳入予算の中で1,336万2,000円を見込んでございます。それにつきましては、今年度基本的には使い切る予定で、現在予算案を編成させていただいております。以上でございます。

中本衛議長

松永議員。

12番 松永征也議員

徴収は町のほうで行うのでしょうか。

それとですね、新たに創設されたということでね、やっぱり町民からの問い合わせもあろうかと思うんですけども、税務課が対応するんか、それとも農林水産課がね、対応するのか、その辺はどのようになるのでしょうか。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回のこの4月1日からスタートする、みえ森と緑の県民税の徴収方法につきましては、町県民税の均等割額の上乗せとして徴収されるものでございますので、従来のですね、町

県民税の徴収方法と同様に行われるということになるかと思えます。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

今の松永議員が言われた質問はですね、総務じゃないかということで、議長は許しましたね。それまでに担当委員会だからということで。当然、総務課長が条例のことでしたら答弁しなくちゃならんけど、担当課長がするんやったら、常任委員会になってくるんじゃないですか。その仕分けはどこを基準に我々は考えたらええか、ちょっと教えてください。

答弁、当然、総務だったら総務課長が答弁するのが当然だと思うんですけどもね。

中本衛議長

以前にもこういうことがございまして、先輩の議員さんにもお伺いしたところ、新規条例の場合は総務が担当するものであると、そういうことをお聞きしまして、私の勘違いでですね、農林水産課長が答弁することになりましたけど、そういう意味では、担当は総務が担当すると、こういうことでございます。新規の場合は、新規条例の場合です。

ただ、詳細なことは総務のほうではわかりにくいので、担当の課長が答弁する。先ほどの答弁と同じですね。そやで総務課長から振ってもうたらいいわけなんやけども、総務課長のほうでは詳細なことまで答弁が難しいことがあるので、担当の課長から答弁させると、こういうことでございます。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

そのことに関しましてなんですが、新条例の管轄の委員会というのは総務財政委員会ということになっておりますが、そのときの審議につきましてですね、その中身の聞き取りですとか、質疑については、各担当、その条例を所管する担当の課が出て対応しております。

ですので、今回の場合もそのことの質問につきましては、担当しております課であります農林課長が答えていただくというのが、正しいルールかなと思えます。

中本衛議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

それじゃやっぱりね、所管の委員の中での質問になるんじゃないですか、細かいというんだったら。結局はそうなるんでしょう。答えるのは担当課長だったら、常任委員会での中で
の質疑になりますよ。

(「休憩動議」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

休憩動議が出ました。動議に賛成の方。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

ここで休憩いたします。

10時20分まで。

(午前 10時 03分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 20分)

中本衛議長

松永議員の質疑の途中でございましたが、松永君、よろしいですか。

12番 松永征也議員

はい。

中本衛議長

ほかに、質疑はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。

私もこの三重の広報見たんですが、一体これは1人、1,000円ということで、徴収すると

ということなんです、これ一体総額、三重県でどれだけ集まるのか。またそれは各地方に均等割というか人口割みたいな格好で配分されるのかどうか。県もとれるとは思いますが、県も使うと思うんですが、そこら辺の考え方、これを見てもちょっとわからないので、そこら辺の説明をお願いいたします。

それで、あと1つは、積み立てもできるということですが、積み立てできるぐらいならそんなに負担かけるなよという気持ちがあるんですが、そこら辺はもう、これは積み立てはできるということで決まっていますね。残った分というか、そのことを言うんですがね、その点を1つお聞きします。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

ただいまの質問についてであります、この条例に関しましては新条例ということで、総務財政委員会の常任委員会の管轄ということですが、条例の中身につきましては、農林水産課の中身でございますので、農林水産課長のほうに答えてもらってよろしいでしょうか。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

県下全体で、おおむね5年間の推計でございますが、約50億円の事業を見込んでございます。その中で、基本的に県が行う事業、市町が行う事業につきましては、原則として1対1、50%、50%の割合での役割分担ということになるというふうに聞いてございます。

それと、基金につきましてはですね、先ほども申し上げましたように、基金にも積み立てることができるということで、その場合につきましてはですね、複数年度の交付金を積み立てて、比較的大規模な事業に充当するとか、また、その年度の執行残が生じた場合に、基金に積み立てることができるということでございます。以上でございます。

中本衛議長

中津畑君。

14番 中津畑正量議員

これは目的税だとは思いますが、普通のサラリーマン、また個人的にも所得税なんか払

っておる、納めておるわけですが、そういうところ辺でやっぱり捻出していくべきではないんかと思うんですが、その点はもう、こういう森と緑の県民税ということは、昨年から言われておりました。ただ、50億円という5年間の推計ですけど、県が1、市町が1ということになりますと、25億円を人口割みたいな格好で下ろされるのかどうか、その点でだけちょっとお聞きします。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

このみえ森と緑の県民税につきましては、平成16年の大水害、また平成23年の紀伊半島大水害の山林の荒廃等に鑑み、制定されたというふうに聞いてございます。そういった中で、この県民税の趣旨といたしましては、山林の荒廃を未然に防止するには、都市部の住民の方たち、広く県民の方からご負担をいただいて、山林の荒廃等に対処すべきではないかという議論の中で、この税が創設されました。

そうした中でですね、議員おっしゃられたように目的税でいうことですね、その税の用途については限定されてきております。そういった中で、税の目的にもございます災害に強い森林づくり、この事業につきましては、主に県が主体的に行う事業とされております。

そしてまた、県民全体で森林を支える社会づくりという事業につきましては、主に市町が行うというふうな事業が、現在のところ考えられておまして、そういった用途に使われる税であるというふうに伺っております。以上でございます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。よろしいですね。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

新旧対照表の中の5条の2項に、何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。これは国のほうで特定秘密保護法の中で、官僚が濫用するんじゃないかとか、いろいろこれは中心課題だったわけですね。今回、こういう権利の濫用、濫用というのは具体的にどういうものを指すのか。私これ施行規則も今見ておるんですが、施行規則をこれ今回いじって、これいじるのかいじらないかということもありますけれども、濫用というのは明快にやっぱり基準を定めなあかんと思うんですよ。

それと、これは権利という言葉が、権利、つまり権利とは何なのか。これをご説明いただきたいと思います。町長ご存じやと思いますが、我が町のスタートになってます、旧町の情報公開条例の特質があるんですよ。これは担当課長やなしに、町長からお答えいただきたい、特質。ほかの市町村とは違う特質があるんですよ、我が町はね。これはひな型があって国が示してからつくったものじゃないんですよ。全国第1号で、議員発議第1号です。それで当時、非常に全国的に話題になりまして、よろしいですか、旧紀伊長島町ですけど、議員提案で。その議員提案で情報公開条例を制定した功績で、紀伊長島町議会は全国議長会から表彰受けてますね。ちょっとその辺がありますんで、お答えいただきたい。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、指名ということなんで、議員発議でつくられたということはですね、大層議員の皆さん勉強してですね、一生懸命やっぱりこういった権利をしっかりと守らなければいけないということで、勉強されたものと思います。そのときに議員もかかわっておられたんでしょうか。そうですか。

その中でですね、やはり町民として知る権利をですね、しっかりと謳っているということをお聞きいたしておりますし、今もそのとおりなんですけど、やはりそれが重要な権利だと思いますし、またその知ることによって、町民が町政に参加したり、いろいろなことですね、ご意見を言っていたら、そういうことで、本当にそういう意味では町民参加の

推進、そういった理解をしていただくためにですね、大変いい条例ではないかと思います。
また、詳しいところは総務課長のほうからお話させていただきます。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

ただいま町長がお答えしたようにですね、本条例の基本というのは条例の前文ですとか、1条の知る権利、基本的人権としての知る権利の保障ということと、それによって町政への町民参加の推進と、町政に対する町民の理解と信頼を深めという、そういうものが謳われております。ですので、我々としましても、行政我々事務者としましても、この条例非常にですね、意義のある条例の1つであるというふうに考えております。

その中でですね、今回、濫用についてですね、規定させてもらいました。その基準というのは確かにですね、規則のほうもまだなぶってはおりませんし、定義というのは難しいところがございます。ただ、どのような事例かと申しますと、大量文書についての請求というのは、通常期間をいただいてお答え、開示をさせてもらうことになるんですが、やはり同内容のものを何回も大量文書の請求が出てくるとかですね、明らかに行政いじめのようなことが見受けられるようなこと、それからもう1つ大事なところはですね、情報によりましてはですね、他所の例ですが、誘拐事件ですとか、DVですとか、ストーカーですとか、悪徳商法ですとか、そういったことにつながりかねない開示については、そういったものを十分考慮して開示には気をつけますが、そういったものを誘発するような、そんなものを意味しております。

そういった濫用にならないようにというか、未然にですね、そういったものを謳うことによって、そういう行動に走らないようにということを、やはり片一方で謳うべきなのかなと。先進市町ですとか、県におきましてはですね、やはりそれを盛り込みながら、片一方で知る権利を十分認めて開示には積極的に努めるという中で、ただ、本来の、先ほど言いましたような本来住民の町政参画やとか、皆の幸せのためにという部分の逸脱してですね、明らかにそういった悪用等を考えられるようなケースというのは、そのケースの区分上、確かに議員言われるように難しいんですが、そこもやはり抑止のためにですね、謳っておくことも必要じゃないかと、これは決して前文ですとか、1条の知る権利の、この条例の根幹にある部分反することではないと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

総務課長が、大変明快なご答弁いただきましたけれども、実はこの議会が議決する以前に、本当はですね、全国第1号の名誉を保持するのは旧海山町だったはずなんですよ。ところが、これが議員提案で出ましたけども否決されました。内容はかなり私ども議員提案したのとは若干違いますけれども、本当は海山町が第1号だったはずですよ。

で、否決されたんで、紀伊長島町が第1号の名誉を担っている。しかも、旧紀勢町も議員提案でしたけれども、2日違いでした。向こうは揉めたんで議決はうちのほうが早かったんで、大変な名誉をいただいたんですけども、ただ、そのころは知る権利という、基本的人権の一部である知る権利というのは、全国的にまだコンセプトはきちっとしてなかったんですよ。最近、国家あたり、あるいはマスコミはそれぞれの解釈の知る権利を、非常にそれを主張しますが、根本的に違います。マスコミの言っている知る権利というのは、一方で知らさない自由も持ち合わせておるんですよ。知る権利を要求する割には取材しても報道しないというケースが非常に多い。そやで混同していただいているので、マスコミがそれこそ濫用する知る権利と、私どもの条例で定めた知る権利は、基本的なところが違いますんで、ひとつ申し訳ないけれども、総務課長に前文をお読みいただいて、それを答えいただくということで、町民に知っていただきたいもんですからね。お願いいたします。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

それではですね、本条例の前文を朗読させていただきます。

紀北町民は、自由で、豊かな暮らしを希求し、町政に参画する権利を有する。町、町議会、その他関係機関は、その実現のため、誠実に努める責任を負う。日本国憲法が定める基本的人権としての知る権利を実効的に保障することは、町政の町民参加の推進と、町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で民主的な町政を進めることにほかならない。町民の願いに立脚し、より一層開かれた町政の実現を図り、個人の秘密保護に最大限配慮しながら、町に関する情報及び公文書を公正に開示するため、この条例を制定する。

以上です。

中本衛議長

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第6

中本衛議長

次に、日程第6 議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第7

中本衛議長

次に、日程第7 議案第6号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

公務員にはですね、労働基本権の制約に対する代償として、人事院勧告ですね、人事院があつて、地方公務員もそれを尊重して、基づいて給与体系がとられてきておると思うんで

すが、なぜ、この部分だけですね、労働基準法を適用しようとするのかですね、その理由をちょっとお聞きしたい。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えいたします。松永議員言われるようにですね、基本的に地方公務員といたしますか、我々の給料体系というのも国に準ずるという格好で進めて、これまでやってきております。今回なぜ、じゃその1時間単位の給与額の歳出について労働基準法かということだと思っておりますが、それにつきましてですね、原則はほかの部分では国家公務員法に準ずるという原則に立脚してやってきているというのは、もうご承知のとおりなんです、地方公務員はですね、労働基準法の基準を下回らないようにという、国がそういうふうな事例で回答している実例がございます。

それから、地方公務員法の逐条解説等で見ましても、労働基準法に基づく計算を条例で定めるべきという項目もございまして、なおかつ、給料のいろんな調べといたしますか、調査、例えば11月5日の三重県が主催する給与関係の会議におきましても、今回、提案をしたものと同様の取り扱いが相当であるという、技術的な助言もいただいております。そういったことで、これにつきましては、適用除外という、労働基準法の適用除外ではないので、そう改めるべきであるというふうな判断したものであります。以上であります。

中本衛議長

12番 松永君。

12番 松永征也議員

この労働基準法に基づくですね、所定労働時間、これとは内容はどうなんか。それともですね、この対象は全職員なのかですね、単価が少し現行よりも上がっていくようでありますけども、お答えをいただきたい。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

条例の改正の文面では、非常にわかりづらかったかなと思います。現行のですね、計算の仕方と申しますのが、給料月額掛ける12ということで、年間の給料額といたしますか、それを出すのは同じでございまして。それを割る、要するに労働時間、1年間の労働時間で割り

返して、1時間当たりの金額を出すということなんですが、その方法も同じなんですが、その分母になります計算の仕方が、現行はですね、38.75時間と申しますのが、1週間の5日ということで7.75時間掛ける5日ということで、38.75時間掛ける52週という、52週という、ご存じだと思うんですが、そういう計算で申すと、2,015時間という時間になります。それで先ほどの年間の給料で割り返すということになるわけなんですが、労働基準法のほうの規定ではですね、実際の勤務日ですね、申しますのは、週休ですとか、休日、祝日等の休日それを除いて実際の勤務日掛ける1日の時間数7.75時間、今ですと、その年の閏年とかそんながありますんで変わってきますが、通常ですと248日です。248日掛ける7.75時間ということで、1,922時間ということになります。

それだけですね、12日の差になるかと思うんですが、その割り返しによりまして、若干の違いが出てくると。例えば説明のときでも申し上げましたが、給料20万円と考えると4.78%ぐらい上がりますんで、57円ぐらい時間単価が上がるということでございます。はい。

これがどの職員にも適用されるのかということなんですが、使う者によってですね、時間外の単価として使う場合は時間外の対象、係長以下になりますし、ほかのですね、休職として日割計算とか、そういうする場合ですね、どの職員にも通じるものかなというふうに思います。以上です。

中本衛議長

ほかに質疑続きますが、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第8

中本衛議長

次に、日程第8 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

中本衛議長

次に、日程第9 議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

中本衛議長

次に、日程第10 議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

12番 松永征也君。

12番 松永征也議員

新規事業というのかね、18歳までということなんですけども、これは町単の事業なんですか、お聞きをいたします。

中本衛議長

住民課長。

脇俊明住民課長

おっしゃるとおり町単部分でございます。

中本衛議長

12番 松永君。

12番 松永征也議員

所要額とですね、対象見込者数ですね、それはどのように見込んでおりますか。

中本衛議長

住民課長。

脇俊明住民課長

お答えいたします。増加分のですね、中学生の人数につきましては 394人と対象者を見込んでおります。18歳年度末の子どもに関しましては 390人と見込んでございます。

年間ですね、中学生の通院で 770万円、18歳年度末までの入院で 120万円を試算してございます。以上でございます。

中本衛議長

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方、ございませんか。

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

110ページ、ほかにもあるんですけども、消費税及び地方消費税って、わざわざ今回こう

2つ、二本立てで書いてあることの意味ですよ。ちょっとよくわかりづらいものですから、3%の値上げということですね、皆受け取っておる中で、こう2つ、二本立てに書いてあるという理由を教えてくださいということと。

それから、またこの比較表の中で113ページ、随分占用料が半減するんですよ、これね、単価が。ちょっとわかりづらいんですけど、電話柱にしても1から3種まであって、そのあたりがどのような分け方になっているのかということと、この占用料が下がった理由を説明していただけますか。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

まず、1点目の第2条第2項中、100分の105を乗じた得た額を消費税及び地方消費税の相当する額に加算したということについて、どういう理由なんかということだったと思いますが、これにつきましては別表が下にありますが、これにつきましては税抜き表となっておりますので、今後、消費税がですね、10%に値上げされた場合におきましても、この部分はもう変えなくていいという意味で、こういうふうな書き方に変えさせていただきます。

消費税と地方消費税がございまして、合わせて消費税等という言葉に使うということでございますので、今回、この2つを書かさせてもらっております。

中本衛議長

ちょっと的確な答弁をお願いいたします。

総務課長。

堀秀俊総務課長

すみません。税全体、先ほど第1号の、議案第1号と絡みありますんで、ちょっと私のほうから説明をさせていただきます。消費税と地方消費税の関係ということになろうかなと思うんですが、要するに国税と地方税に分類されておまして、地方消費税は、ある消費が実際に行われた最終消費地の都道府県の税込となるように、消費の関連統計数値に基づいた都道府県の精算で行われるというものでして、等という中で、8%の等の中には、ご承知のことだと思うんですが、今回ですと6.3%消費税で、地方消費税が1.7%が含まれているということになりますんで、基本的には国税と県税両方ということで、この表記については消費税、それから地方消費税というようなわかりやすくといいますか、そういう

格好の中で表記をさせてもらっているということでございます。以上であります。

中本衛議長

もう1点、建設課長。

上村康二建設課長

すみませんでした。もう1つの、なぜこれだけ差がついたのかというご質問だったと思いますけども、今のこの現行の条例でございますけども、これは平成8年4月1日の道路施行令が改正したときの金額というものを参考にしております。その後ですね、平成20年と23年に改正をしておりますけども、必ずしも町がこれを準拠しなければならないものではないということになっておりますので、今までは現行の条例によりまして占用料をいただいておりますが、道路施行令との金額の差が大きくなったということで、今回、改正をさせていただくものでございます。それと、電柱の第1種電柱、第2種電柱、よく内容はわからないということでございますけども、第1種電柱というのは電線が3本以下の送電用の電線を支持する柱ということでございます。第2種につきましては4本から5本、第3種につきましては6本以上ということになっております。以上です。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

といいますと、最初の質問なんですけど、1.7と6.3にわざわざ分けて、地方に還元されるから納めやすくするよという意味での表記の仕方かなという感じがするんですけどもね。当然、もう今は普通、報道の中で言われておるのは、いわゆる8%、3%が値上がりするよという報道の仕方が大半ではないですか。そういう中でこう出てくるというのは、今先ほど説明があったようなところでいいんです。

それで、もう1つ、今、占用料については見直した結果、下がったということですね。それでもこれは中電の電柱ですから、民間の土地にも随分入ってますけども、その辺の影響があるのかどうかということと、それでもう1つは、これで全体的にこんだけ見直すことによって、町の収入に相当影響が出るのではないかなという気がするんですけど、その辺の試算もされていますか。何本、これ1種から3種までありますから、その辺の把握をされているのかな、今年度も税収が1,000万円ぐらい町税が減ってます。そういう中で実際、税収の大事なものですから、その辺のことは把握されているのかどうか、お答えください。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

収入がどれだけ減るのかということなんですが、相当減るもんじゃないかなとは思っておりますけども、現在のところ試算は申し訳ありませんが、しておりません。

中本衛議長

もう1点の質問、民間に影響がないのか。

建設課長。

上村康二建設課長

民間への影響ということでございますけども、今回、中電等に対する町の占用料でございますので、民間とはちょっと切り離れたものではないかと思っております。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

まず、是非ともね、その辺でどんだけ減るのか、もうわからんじゃなしに、まだ委員会まで時間がありますので、わかればね。本数とそれぐらいの資料を出していただけませんか。

それで、もう1つは、多分この中電の話出しましたけども、また民間の話としていろいろと計算基準があるんですよ。ですから、この辺じゃなしに、いろいろ宅地、農地、それから畑、山林とね、それなりにやはり占有することによって、いろいろ作業に迷惑かかる部分があるので、ちょっと若干違うということは私知ってます。ですが、その辺も含めていろいろと、いずれにしても税収が減るということは大変なことから、町長、その辺の考えいかがでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、担当課長のほうから申しあげましたようにですね、その基準に合わせてということなんで、やっぱり町としてはですね、やっぱりそういった基準が出ていけば、やはり合わせていくことで整合性がとれるのではないかと思います。民間にはですね、また民間との折衝、その土地を借りなければいけないということがあるので、これが即民間に結びつくものではないと、このように考えております。

中本衛議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

中本衛議長

次に、日程第15 議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

中本衛議長

次に、日程第16 議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

中本衛議長

次に、日程第17 議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

中本衛議長

次に、日程第18 議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第19

中本衛議長

次に、日程第19 議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

中本衛議長

次に、日程第20 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

中本衛議長

次に、日程第21 議案第20号 紀北町の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

18番 北村君。

18番 北村博司議員

この20号と次の21号と双方に関連してくるんですが、1つの路線の延長ですんで。この紀勢自動車道。本町の管内は、都市計画街路として最初に工事されましたね。都市計画区域ですから、この出垣内は。山本もそうですが、これで都市計画上のですね、本町の都市計画上の位置付けは側道はどうなっていますか。本線は都市計画街路として最初から認定されていますが、側道はどうなんですか。都市計画街路ですか。側道ですからね、ちょっとその都市計画法上の位置付けをお聞かせいただきたいと思います。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

側道につきましては、都市計画街路には含んでおりません。

中本衛議長

もう少し答弁、その理由。

建設課長。

上村康二建設課長

高速道路はですね、都市計画路線にされたときには、されましたけれども、側道はその時点で計画には入っておりませんので、今回、入っていないということでございます。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

ちょっとね、説明が、これ当時の海山町は都市計画がなかったんで、旧紀伊長島町の都市計画を延長する形でしましたね。それから旧大内山村も都市計画がなかったんで、旧紀伊長島の都市計画を延長する形でやりましたね。それぐらいご記憶でしょう。それであとから、この側道は町がそうすると要望したもんじゃないということやね。これは地元の自治会が相当に頑張られたというふうに聞いてますが、そのうえでですね、少なくとも都計審はあったんですが、都市計画審議会がね。諮ってもおらんというわけですか。

それとちょっと気になるのが、都市計画街路じゃなしに、9号線のほうは片一方しか、片方の側道しか堤防道路に接してませんね、切れてますね。この理由は何なのか、用地買収の問題なのか、ちょっと町としての計画性がないということになりますね。これね、是非、

理事者のお考えをお聞きしたいんですが、この庁舎一帯はこれは当時の町長が大変な尽力されて、都市計画決定して、玉と国道沿いと両方の都市計画を進めて、できなんだ部分もありますね。計画されただけで、できなんだ部分をもありますけれども、今すごく生きておるわけですね。高速、あるいは紀伊長島駅を結ぶ路線として、非常に意欲的な計画をされて、大変いろいろトラブって10何年かかった、15年ぐらいかかったんかな、換地の問題がですね。それぐらい尽力して今のこの地域があるわけですよ。

出垣内地区はこれまで南北の農免道路を含めてね、南北の街路はありましたけれども、東西の横断する道路って1つもなかって、自然発生的に広がってきたんです。今回、ここでクロスするのは、この出垣内地区の今後整備していくうえでの基幹道路になるんじゃないですか。私はそう認識しておるんです、この側道は。これ現場へ行くと非常に広い道路です。真ん中に高速が通っていますが。1つの道と考えれば非常に広い道路です。そやで、この際ちょっと確認しますけども、出垣内地区の世帯数と人口は今、どのぐらいですか。

それと、町の道路計画の中でどう位置付けているのか、将来にわたって。重要なこれは都市整備の一部だろうと思うんですが、単に国交省がやってくれたからいただきますよというようなもんじゃないと思うんですよ。その辺の認識をお聞きしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、おっしゃるように、この高速道路等で町道が中断されたりですね、そういう中で国交省が付け替え道路としてやっていただいたり、そういうことがあります。また、これらを活用してですね、今後そこに町道を結びつけたりとか、いろいろな計画もですね、本年度の中でもですね、予算が入っております。そういった意味では、こういった側道を今後活用してですね、その地域の人がどうやって利便になるかということはどういうことか、図っていかねばいけないと思います。

ただ、システムのなところはですね、ちょっとまた課長のほうから人口のほうと答えさせますんで、よろしく願い申し上げます。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

先ほどはすみませんでした。高速道路につきましてはですね、重要な路線といたしまして、

都計決定をしております。ただ、側道につきましては、付属的な施設として都計決定をしなくてもそういう事業ができたということ。

18番 北村博司議員

そうやない。何でせなんだんかと聞いておる。

上村康二建設課長

しなくても事業ができたということです。はい。

それとですね、さっきの道路ですけども、途中で切れているのはどういうことやということですけども、これは議員がおっしゃったように、用地が上手くいかなかったということでございます。それと、今回できる側道につきましては、地区の基幹道路として、今後利用していただくことになっております。

それとですね、今回、このように高速道路が通過したということで、道路が分断された場合は、町道の付け替え事業を行っておりますし、また、この高速道路によりまして地区が分断された、そういうことにつきましても、交通の確保を図っていくためにもですね、補償道路として側道が付けられております。

中本衛議長

住民課長。

脇俊明住民課長

お尋ねの出垣内地区の人口でございますが、資料といたしましては今年の9月30日現在でございますが、805人でございます。世帯数は345世帯です。以上でございます。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

この西長島といわれる旧長島地区では、唯一の発展性のある地区なんですね、これ。まだ非常に更地も多いですし、農地もあるし、これはやっぱりきちんと、都市計画決定するかどうか、実は前々から、私、度々議会で申し上げておるんですが、都市計画区域内ということは、住民個人が大変迷惑を被っておるんですよ。建築確認をとらんならん。あるいは崖条例も今適用されてますね。ボーリングせんならん。私の身内のところはボーリングを義務づけられたんです。山に近いということで。

それで、これは東、西、三野瀬地区だけ町民の中で、この地区の方だけが義務を負っておるんですよ、都市計画決定のね。じゃ、メリットはなきやいかんじゃないですか。そうい

う意味ではやっぱり都市計画上の、この出垣内地区の整備方針というのは、やっぱり明確に示さんと、都計審の承認なくても道路はできたからという単純な理由じゃなしに、将来に対する政策として、町長どうお考えになりますか。私はこの際、せっかく国交省の国の経費でこだけ立派な道路がね、それであそこへ、紀北中をあそこへ進めた町長の思いもあるでしょう。中学校、公的施設を中心にしてね、これは町長は明確にいうべきですよ。一方で訴訟になっておるんですからね。基幹道路が今度できたんでしょ。じゃそれをどう生かしていくか、ひとつ町長の意欲のある政策をお聞かせいただきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のお気持ちはですね、十分聞かせていただきました。私もですね、新しい世帯、今、ちょっと手持ちにはないんですが、その地域別ですね、住宅着工数も把握はいたしております。そういった意味では、発展性のある部分でございますので、今後、それぞれですね、出垣内なり、山本なり、いろいろなところで地域で、そういうニーズが出てきたらですね、地域住民の皆さまとも話しながらですね、やっていきたいと思います。

ただ、今、直ちにその計画があるかというところでございますが、このようにほかの案件もそうなんですけど、いろいろなところで立派な道路が側道という形、今度、町道として管理させていただくわけなんですけど、そういったものも活用してですね、先ほど申し上げましたように、山本地区のほうでもございます。そういったところへ、もっと利便のいいような方向はできないのかということは検討もさせていただいて、本年度の予算にも載っておったね。ということでやっておりますんで、地域それぞれ紀北町全体を考えながらやっていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

中本衛議長

ほかに、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第22

中本衛議長

次に、日程第22 議案第21号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第23

中本衛議長

次に、日程第23 議案第22号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、いませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第24

中本衛議長

次に、日程第24 議案第23号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第25

中本衛議長

次に、日程第25 議案第24号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第26

中本衛議長

次に、日程第26 議案第25号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第27

中本衛議長

次に、日程第27 議案第26号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第28

中本衛議長

次に、日程第28 議案第27号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

これで最後ですね、認定は。認定そうやろ、28号で最後でしょ。認定の部分でですね。

中本衛議長

今、27号です。日程第28の議案第27号です。間違いですか。

11番 東清剛議員

28号でします。いや、一緒やでやりますわ。

長島、出垣内区の認定道路なもんですからね、どこでやってもいいんですよ。

中本衛議長

じゃちょっと一旦、27号じゃないんですか。

11番 東清剛議員

27号でもいいですよ。

中本衛議長

じゃ27号で。

11番 東清剛議員

27号で、この出垣内区内の久賀坂3号線ですか。ちょっと違うところで話出たのが、町道に認定する規格というのが、今回ちょっと皆さんで示して、建設課長に示していただきたいというのがあります。

それで、もう1つは、これ前者議員も言われましたが、出垣内地区へ町長が強い思いで紀北中を建てられた。そういう中で、ここの排水問題、これ今ちょっと認定の中にあるんでしょうけども、排水の終末処理がしっかりされておるかということですね。それで

これは状況が随分、今ある施設というのは出垣内地区で湛水防除の施設しかないわけですよ。それで当然、ご存じのようにあそこは随分と農地も嵩上げされた。それで周りが道路が整備されて、浸透水がないように表面水になって、全部一気に水が集まる可能性があるわけですね。そんなときに16年、それから20年やったと思います。私、ずっと行きますと、山居が全部水没しておるんですよ。16年のときは当然あの紀北中学校のグラウンドも浸かってますよね。

そしたらもうこれは、私は今、学校改築のときにもね、話をさせていただきましたけども、あそこの船付川一本だけの排水では、とてもじゃないけど間に合うとは思えませんよ。そういう中でね、災害が今起きてないですからまだいいですけど、これ完了した時点で、どのようになってくるのかというのがありますからね、これから注意しながら、出垣内地区の排水問題を考えていかなければいけないと思うんですけども、それを含めて国交省との話の中で、国交省がどのような規定でね、船付川だけで処理できるんだということで、多分整備されたと思いますけども、それでいいのかどうかというのを検証していただくと、特に山居地区、特に紀北中学校の通学路がありますから、それを含めての対応を町長はいかに考えていますか、お答えください。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題につきましてはですね、一般質問等でもいろいろお話をさせていただいております。そういう意味で各、来年度はですね、県営の事業の中で、この排水の問題のですね、機能診断等もさせていただいております。また相賀地区においてはですね、相賀地区も全面的に浸かったわけなんですけど、そういった部分の湛水防除施設が、これで大丈夫なのかということの調査も25年度させていただいて、26年度基本計画ということで、出垣内もですね、来年度の予算にも入っておりますんで、そういったものを調査しながらですね、総合的にやっていきたいと、国交省は国交省の考えで、その部分は舗装してもということなんでしょうけど、我々としては地域全体の中で、その排水を考えていかなければいけないということで、今も24年度からになるんですかね、ずっと続けてやっておりますんで、それ継続してやっていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

基本的にやっぱり湛水防除だけでは無理というのが、当初の計画からわかっておるわけですから、いかに早いうちに手を打っていかないと、大変な被害が出る可能性がありますんでね、今言われるように、早急に手をつけて調査をしながら進めていただきたいと思います。そういうことで、認定するにおいてもやっぱり国交省の施設がね、十分機能できるのかどうかということを含めて、できるというところがあるんで、認定をするんでしょうけど、いかがですか、その辺は。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのですね、排水ということなんで、1つだけ付け加えさせていただきますと、今、副町長にですね、一生懸命、今動いていただいております。県とも折衝してですね、予算がないかという。ご存じのように湛水防除はですね、農地率50%とか、そういった制限がありまして、今のような状態ですと、もう相賀地区もそういった補助事業にあたりません。そういう意味では、今後改修していく中で、どの予算があるかということも踏まえなければいけないんですが、議員の皆様方々にですね、ご理解いただいて、その部分の予算付けもしていかなければ、今、大変国や県の予算では厳しい状態ですので、今のところしっかりと調査をして、そういった今、議員ご心配のことに取り組んでいるところでございますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

中本衛議長

ほかに質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第29

中本衛議長

次に、日程第29 議案第28号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

中本衛議長

ここで、11時30分まで休憩とします。

(午前 11時 18分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 30分)

日程第30

中本衛議長

次に、日程第30 議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

本件については、最初に6ページの繰越明許費から歳入20ページまでの質疑を行い、歳出については、21ページの議会費から30ページの衛生費までと、31ページの農林水産業費から55ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、6ページの繰越明許費から、20ページまでの歳入全体についての質疑を許します。質疑される方はございませんか。

13番 平野隆久君。

13番 平野隆久議員

それでは、質疑を行います。15ページなんですけど、歳入の15ページ、県支出金の商工費

補助金のところで、緊急雇用創出事業臨時特例交付金ということで、これが1,000万円の減額になっておりますけども、これについての理由の答弁を求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

お答えいたします。この事業につきましては、企業支援型地域雇用創造事業に充当するものでございます。この事業につきましては、6月補正におきまして、お認めいただいたものでございまして、7月1日から広報により募集をいたしました。

事業の募集の内容といたしましては、地域の産業、そういったものの振興に充てるために、雇用を創出し新たな事業を民間企業であるとか、NPO等に委託して失業者を雇い入れて行う事業ということで、行いましたけども、結果、応募がなかったということで、今回その事業を予算から落とさせていただいたということでございます。以上でございます。

中本衛議長

平野君。

13番 平野隆久議員

6月補正で1,000万円の補正をみたということは、ある程度、企業に対してのね、行政として助けをしていこうというお考えから、補正を組まれたと思ったんです。今回、募集0ということだったんですか。それとも何件かあつての削減予算化なのか。

それで、何故、いうたら基本的に、そういう募集をしようという計画の下に、どうして応募がなかったのか、その原因についての答弁を求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

町の募集したものについては応募がなかったということでございますが、合わせてですね、県のほうも同じような事業を実際にやっております。そんな中でですね、紀北町の商工会さんのほうが、かなりいろんなお手伝いをさせていただいて、例えば申請書の内容をですね、書いていただいたりとかいうことをしていただきまして、結果といたしましては、紀北町全体で14の事業が採択されですね、35名の雇用、それから総事業費で約2億3,000万円ということでですね、それだけの実績が上がっております。町としてはなかったんですけども、町全体としてはそういう形でこの事業が取り入れられたということでござい

す。以上です。

中本衛議長

平野君。

13番 平野隆久議員

結果としてはね、そんだけあったということなんですけども、やはり行政としてもね、この補助金をとってやるということは、商工会のほうであったということなんですけども、やはり、なぜ行政で募集したときはなかったのかということは、今回踏まえてね、今後、こういう補助金が出たら有効に使うということで、今後、今回の募集がなかった。行政にとって募集がなかったということを踏まえて、今後、またより良い活動費として使えるように努力をお願いしたいと思います。その点について答弁求めて終わります。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

おっしゃるとおりですね、今後、こういった事業がございましたら、町民の皆さんに広く広報するとともにですね、町でもこういったことにお助けできるようにですね、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中本衛議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

関連質問でね、今の件ですね、補助率は何パーセントやったんですか、補助率。それでこれは単年度で終わるの。この2点を。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

補助率は100%でございます。事業につきましては1年間ということで、例えば5月に認定されたら翌年の4月までということで、歴年の1年間ということでの事業でございます。以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、500万円で雇ってですね、もちろんその社会保険、厚生年金入ってるでしょう。明くる年に辞めても問題ないわけ。今、職安ではね、3年間やってますよ。これ言うたら設備関係ないんでしょう。だからこれ3つある。職安のが一番いいんです。3年間くれるわけなんやで。ちなみにこの26年度の職安悪いよ。25年度の職安良かったよ。設備5,000万円以上したらですね、500万円ずつ毎年3年間くれるわけです。この500万円でも1,000万円でも、例えば企業付けたらですね、そのあとですね、緊急雇用が辞めてっても問題ないわけですか。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

基本的には、その方がですね、さらにその企業でまた働いていただくというのが基本ですが、ただし、それは絶対条件ではございません。で、もし仮にそこで雇用が継続したならば、その補助金という形である程度のお金が出るという形になります。これは別のところから出ますけども、以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

年齢は何歳から何歳までですか。年齢制限あるんですか、ないんですか。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

年齢制限はございません。

中本衛議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

年齢制限がないというのは、ちょっと特例やで、これ。65歳以上やったら出やんへんで、こんなもん、60歳超えたら。70歳でも出るの、75歳でも。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

年齢制限という形はこれではございませんので、はい。そういう形でも。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

18番 北村君。

18番 北村博司議員

歳入歳出、歳入だけやった。

中本衛議長

歳入だけです。

18番 北村博司議員

取り消します。

中本衛議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

15ページの先ほどのその緊急雇用等の問題を聞いていまして、いろいろ考えたわけですが、このいわゆる市町営漁港海岸保全事業費補助金 2,450万円ですか、これのマイナス。それから地域減災力強化推進補助金、それから小中学校防災機能強化補助金、電源立地対策交付金、これどういう性格のもので、何でマイナスになったんかということ詳しく述べてください。

それからですね、もう1つは、その下の海岸清掃委託金、それから港湾清掃委託金、これもマイナスになってますね。これ十分活用したのかどうか、お願いします。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。予算書15ページ、農林水産業費補助金の3節水産業費補助金、市町営漁港海岸保全事業費補助金 2,450万円の減でございます。こちらにつきましては歳入予算にも当然絡んでおることなんですけども、これにつきましては三浦漁港海岸、矢口漁港海岸保全施設整備事業にかかる補助金分でございます。去る12月の補正予算におきましても減額の補正をお認めいただいておりますが、その時点では、国の平成25年度経済対策にこの補助金も盛り込まれるというふうな情報がございま

した。それを見越した形で12月補正予算の時点では補正予算を計上させていただいておりました。

しかしながら、その後ですね、国の補正予算による経済対策の内容が明らかになりましたところ、漁港海岸保全施設、この市町営漁港海岸保全事業費補助金にかかるものについては、盛り込まれていないことが判明いたしまして、今回の減額の補正となったものでございます。ただし、その分につきましては、国、県に問い合わせしたところ、平成26年度の当初予算へ計上されることになりましたので、今回ですね、平成26年度の当初予算への計上ということにさせていただいております。以上でございます。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

消防費補助金の地域減災力強化推進補助金でございますけれども、これは避難路整備関係でですね、事業の精算ということで137万8,000円、それから家具固定の補助金ということで、35万6,000円、それとテントの整備ということで自主防災会に配布したテントの購入、これが事業精算に伴いまして111万9,000円の減ということでございまして、いずれも事業の実施に伴って最終的に精算額を精査した結果、これだけの減額ということでございます。以上でございます。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

小中学校防災機能強化補助金につきまして、これは三重県防災機能強化補助事業といたしまして、転倒防止器具、ガラス飛散フィルム等についた事業でございます。そして学校からの要望箇所等あった部分をもう購入し、配布させていただいております。精算による減でございます。

中本衛議長

企画課長。

脇博彦企画課長

それでは、10目電源立地対策交付金マイナス21万6,000円なんですけれども、この交付金につきましても、当初1,199万4,000円が1,177万8,000円の精算による21万6,000円の減なんですけれども、歳出としましては、これは小型動力ポンプ積載車、25年度においては上里、

出垣内の積載車購入と嘱託職員等の賃金に充当しております。ただ、嘱託職員等の賃金の精算額が300万円見ていたのが287万4,000円となりましたもので、21万6,000円の減となっております。以上でございます。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

河川清掃委託金についてでございますけども、これにつきましては小山、島勝浦、海野、道瀬地区海岸、それと長島港海岸、浅間海岸、呼崎海岸、名倉海岸、これ清掃に要する費用でございます。精算額が決定したことによりまして340万3,000円を減額補正するものでございます。また、港湾清掃委託金につきましては、引本港港湾施設、長島港港湾施設等の清掃に要する費用でございます、これも精算見込額が確定したことによる107万5,000円の減額でございます。ただ、清掃につきましては、いずれも台風等があった場合ですね、現場を確認するとともに、漁協等とも協議をしながら進めております。以上でございます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出21ページの議会費から30ページの衛生費までの質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出31ページの農林水産業費から55ページの給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

さっきの1,000万円のね、減額のやつ。この企業支援型地域雇用事業のことでしょう。ページ数は34ページのですね、目の2のですね、一番下の企業支援型、ということは、これ

は収入のところで減額になったけどさ、企業起こさな支援をしてくれないということでしょう、新たな企業。ちょっとその収入の説明と支出の説明が違うやないか、これ、その辺の。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

対象となる企業でございますけども、新たに、全く新たに企業を創業するということではなしにですね、起業後10年以内の企業ということがまず1つ。それと例えば新たに違った分野での新たな企業ということで、第二創業と言われてはいますが、そういったものに対する事業ということでございます。以上でございます。

中本衛議長

ほかに質疑される方、ございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

40ページの奨学金なんですけど、これ予算に対してですね、約半分しか使用されていないんですけど、その辺は見込みと実績がどうであったのか、その辺の説明をお願いします。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

玉津議員のご質問にお答えさせていただきます。当初予算におきましては大学生15名、高校生5名を予算化してございました。実際に応募があったのは大学生4名、高校生1名でございました。その差額の減となります。

中本衛議長

8番 玉津君。

8番 玉津充議員

見込みより大幅に少ないんですけど、これは何か事情があつてのことなんでしょうか。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

10名を超えることもあつたんですけど、最近では段々借りる、奨学生の方が減少しており

ます。

以上です。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

土木費を見ておるんですが、ちょっと見つからないので、建設課長に教えてほしいんですがね。皇太子の行啓関係でね、尾鷲市と連携して記念碑を建てるような話がありましたね。あれ9月の補正だったかな。完成しておるんですか。噂も何にも聞かんけども、あれ確か80万円やったね。80万円ドンピシャリで執行したということですか。ちょっと事情聞かせてください。何にも噂もひとつもないんで、お願いします。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

行啓記念碑のことだと思いますけども、今現在、製作中でございます。3月末までには仕上げのつもりでおりますので、よろしくお願いします。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

これは差金が出ないということですか。ドンピシャリで発注したということですか、80万円で。それともこれ最終補正やね。何でそんなに発注が遅いんですか。まだできてないというんか、工事中なんか、あれ去年の5月ですよ。何でそんなにズルズルズルズル延びてたん。何か事情があるんでしょうかね、お聞かせください。要するに入札したわけでしょう。製作中ということは。ということは80万円の予算ドンピシャリでしたのか、差金があるのかちょっとお聞かせください。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

早い時期にですね、入札をいたしましたけども、不調に終わりました。はい、その結果今も一番低いところと随契でつくっているところでございます。

ドンピシャではないんですけども、この補正をつくった時点では、まだ契約はしておりませ

んでしたので、今回、補正には入れさせていただいてません。ドンピシャリではないです。

中本衛議長

よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

31ページ、これ有害鳥獣対策事業で 102万 3,000円と、それから有害鳥獣駆除事業で 180万円、ちょっと私、事業が頭の中でグチャグチャになっておるもので、ちょっと説明していただけますか。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、有害鳥獣対策事業につきましては、農業被害を防止するために、電柵等の資材品に対して補助する事業がメインでございます。その下の有害鳥獣駆除事業につきましては、有害鳥獣を猟友会の皆様方をお願いするなどして、駆除する事業でございます。以上でございます。

中本衛議長

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

電柵のほうについてはね、100万円の減額わかるんですけども、この駆除のほうで 180万円も残ったということは、報償金ですか、これは。サル、イノシシ、シカの報償金で 180万円残りそうということですか。ちょっとね、それはね、猟友会のことなんでようわかりませんけども、長島では随分駆除しておるんですよ。これは内部のことでようわからんですけど、その割にはないよないよと私は聞いてます、長島。その辺の事情はどのようになっているか、担当課わかれば教えてください。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

今回の補正予算額につきましては、基本的にはですね、サルにかかる分の減額でございます。この猟期が終わる 3月15日から 3月末までの期間は、イノシシ、シカもあるんですけ

ども、当然、そういったこともですね、猟友会の皆さん、会長副会長とも相談させていただいたうえで、見込みを立ててございます。以上でございます。

中本衛議長

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで、議案第29号についての質疑を終了します。

中本衛議長

ここで、午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 53分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第31

中本衛議長

次に、日程第31 議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第32

中本衛議長

次に、日程第32 議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑される方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第33

中本衛議長

次に、日程第33 議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第34

中本衛議長

次に、日程第34 議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件については、最初に、歳入、8ページの債務負担行為から21ページ、使用料及び手数

料までと、21ページ、国庫支出金から39ページ、町債までの質疑を行い、歳出については、40ページ、議会費から58ページ、総務費までと、59ページ、民生費から78ページ、衛生費までと、79ページ、農林水産費から100ページ、土木費までと、101ページ、消防費から134ページ、給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、8ページの債務負担行為から21ページまでの歳入について質疑を許します。

質疑される方。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

歳入、13ページの町税ですが、町たばこ税、2割近い減額を見込んでおりますね。この根拠は何でしょうか。2,643万円という高率な減額ですが、お願いします。

中本衛議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

ただいまの質問にお答えいたします。

これは実績に基づいて予算を組んでおります。その実績なんですが、23年度と24年度の比較としまして、一般的に旧3級品以外のたばこって、皆さん一番よく吸ってられるたばこなんですが、普通のたばこなんですが、これがマイナス4.5%の減となっております。そして24年度の実績と25年度の見込みなんですけども、それを比較しますとね、マイナス14.7%とすごくたばこの消費量が減っております。これは本数で計算いたしました。それで予算的には、その4.5と14.7の平均をとりまして、マイナス9.6%という形で計算をしております。以上です。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

実績の見込みということですが、消費税の値上げも見込んでおるんかな、その影響の。

中本衛議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

お答えします。今のところ、たばこのほうですが、22年の10月からたばこ自体のほうは値上がりしました。それから25年の4月からはですね、全体の値段は変わらないんですけど

も、たばこの町に入ってくる税率のほうが変更されまして、それは25年度の当初予算に計上しました。今回、たばこの税額の前年対比ということではなしに、本数で比較しましたんで、このような形の積算となっております。以上でございます。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

一般財源としては大きな比率をずっと占めてきたんですが、2,600万円減るということは、これは町の方針というかね、町全体にたばこを吸わさんようにしてますね、町長、そうですね。いろんなね、それは健康の関係もあるでしょうけども、制度的に町政としても吸わさんようにしている方向性があるわけですから、ただ、こういうふうにかつては単独で、旧町の場合は億、両方合わせるとおそらく2億円ぐらいがあっただろうと思うんですが、これ補助とか起債かみ合わるとおそらく2,600万円という減額は億単位に、事業費としては億単位になるかな。ちょっと財政課長のご意見を聞きたいけども、ものによりますけどね。

そういった意味で、これに町の方向がそうある以上は、この2,600万円減額に見合う施策がないといけないですね。収入の増を図る。その秘訣はお持ちなんでしょうかね。お答えいただきたい。例えば財政課長、新年度も津波避難タワーなんか、これはものによりますけども、そういう防災関係で2,600万円の自前の財源はどのぐらいの事業枠に相当しますか。その両方お答えいただきたい。町長には秘策をお持ちかどうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、私のほうから答えさせていただきます。たばこを吸わさない方向ではなしにですね、健康を守るためには、たばこはということは国もですね、そういう方向でやっております。ですから、このたばこ税の収入減とですね、町の健康施策を求めているものとは、やっぱりこれは自主的なたばこの販売からいただく税でございますので、そことですね、今、紀北町が求めている健康というものとはですね、ちょっと切り離して考えていただきたいなと思います。

ただ、我々としてはできるだけ町民の健康を守るということで、禁煙、分煙とかですね、そういった禁煙場所の問題、そういったものも取り組んでいるのは事実でございます。あと予算的なものにつきましてはですね、今、これが減ったから何かで上げるというんでは

なしに、全体論としてですね、やはり紀北町、元気のあるまちづくりのためには、税収もアップしなければいけないということで、こういった産業とかですね、観光面にも力を入れまして、やはりそこらのところで税収も上げていきたいと、そのように思っております。

中本衛議長

財政課長。

工門利弘財政課長

どのぐらいの事業に見合うかということなんですけど、単純に考えてもですね、過疎債、過疎対策債をですね、借りて事業をした場合ですね、30%だけ返せば良いというふうに考えますと、その単純計算でいきますと8,800万円ぐらいの事業はできるのかなというふうに思います。

それから、たばこの関係なんですけど、新年度予算にですね、この本庁舎もですね、特に良い喫煙室というのがありませんでしたので、それについてはですね、ちゃんと分煙できるようにですね、一応予算にも盛り込んでおりまして、お客様も含めてですね、ちょっと町民ホールの外側になるんですが、そちらのほうに平成26年度当初予算において喫煙所を設けるというふうな予定をしております。以上でございます。

中本衛議長

以上で、北村議員の質疑を終わります。

次、質疑される方、ございませんか。

12番 松永君。

12番 松永征也議員

16ページですね、地方消費税の交付金なんですけども、これはですね、社会保障と税の一体改革によるものなんですけど、用途をですね、明確にするということになっておると思うんですが、その説明をちょっとお聞きしたいということと。

次のページの地方交付税なんですけどね、1億200万円という多額な増額を見込んでおるわけなんですけど、その理由についてお聞きをしたいと思います。

中本衛議長

財政課長。

工門利弘財政課長

確かにですね、地方消費税の引き上げ分、これにつきましては国のほうからですね、用途を明確化せよということがございまして、同じ一般財源ですので、予算書の中ではです

ね、わからないわけなんですけども、全員協議会ですね、予算説明会のときに資料3としてお渡ししたA4の横の資料がございます。こちらのほうの一般財源ですね、引き上げ分の消費税分、それからその他の一般財源ということで、社会福祉事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業と、そのように分けてですね、これらのところに財源を充当しましたということを示しております。

そしてあとですね、地方交付税の1億209万2,000円の増なんですけど、これはですね、主に大きく言いますと、特別交付税ですね、昨年も2億円だったのが、今年2億7,209万2,000円と端数まで付いておりますけども、これはですね、今年度から民生費のほうであがっておるんですが、ちょっとお待ちください。すみません、ちょっとページ数はすぐわからないのですが、公的病院ですね、補助事業というのがございまして、それを補助、規定に基づいて補助をすると、特別交付金で国から交付されるという事業がございまして、平成26年度からその事業を行うことになりまして、歳出とですね、全く同じ額7,209万2,000円という額を、特別交付税のところに乗せしたのが大きな要因でございます。以上でございます。

中本衛議長

松永君。

12番 松永征也議員

地方交付税の配当金についてはですね、表ね、前の全協のときにいただいておりますけど、この表はですね、どんなんでしょうか。根拠なんですけども、帳尻合わせというようなものではなかったんかどうか。私の言いたいことは、この分についてはですね、福祉の充実に別枠で、プラスすべきではないかという考えを持っておりますのでね、その件についてどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、地方交付税についてなんですけども、地方財政計画なんかも見ますとですね、26年度特別枠で、地域の元気創造事業費、これはこれまでですね、行政改革の努力がどうであったんか、そしてまたですね、地域経済基盤強化雇用等対策費、これについてもですね、地域経済の活性化の成果を反映すると、実績を反映するということが言われておるわけなんですけども、いわゆるこういう行財政改革の努力によってですね、傾斜配分されるということなんですけども、その見通しはいかがですか。

中本衛議長

財政課長。

工門利弘財政課長

まず、消費税の交付金のほうなんですけど、帳尻合わせと言われたんですけども、これですね、社会保障費に充てられないと、社会保障費のほうが少ないという大問題になるわけなんですけども、例えばこの中でもですね、児童福祉事業の子ども医療費助成事業、これは町単で行っておる、平成26年度にですね、拡大する分も入っております。その分にも当て込んでおりますし、特にですね、これが地方消費税交付金が上がったから、それをさらにその上がった分だけ違う新しい福祉の事業しなさいというか、ちょっとどうかと私は思います。ですから、社会保障費のどれに充てたかということは明確にさせていただいてますけど、特にその分を新しく事業を起こせというわけではないと、私は解釈しております。

それから、地方交付税のほうなんですけども、確かに地域の経済基盤強化雇用等対策費というのは、もう何年か前からですね、すでに盛り込まれておりまして、25年度ではですね、1億4,600万円ほどそれが入ってきておるんですけども、今年もですね、1億400万円程度はその分を見込んでおります。

それから、地域の元気創造事業費というのは、今年から付いた分なんですけども、これもですね、地財計画によりまして計算し3,380万円ほど見込んでおります。ただ、地方交付税につきましては、実際に8月にですね、ルール分の交付決定をいただくまでは地財計画で求めてもですね、なかそのとおりに個々の経費には積算できないのが常でございまして、そういう中で、現在ある地財計画に載っておる資料に基づいてですね、積算した金額がこの予算書に載っておる37億5,000万円ということでございます。個々に言いますと、先ほどのとおりなんですけども、地財計画に基づいて積算した額としてとらえていただいたらというふうに思います。以上です。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、21ページ、国庫支出金から39ページ、町債までの歳入についての質疑を許します。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

26ページのみえ森と緑の県民税市町交付金についてなんですけど、条例のところですね、

目的等の説明があったんですが、先日の新聞にですね、尾鷲市の配分額が 577万円というふうに出ておりました。この 1,336万 2,000円あると随分多いと思うんですが、その辺の説明とですね。それから紀北町の課税対象者数、これはいくらなのか。そしてこの紀北町への配分額というのが、この 1,336万 2,000円なのかどうかということ。それから市町への配分基準、これは条例のときに具体的に述べられてないんで、そのことについて伺います。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

このみえ森と緑の県民税の市町交付金につきましては、基本配分枠という分と特別配分枠のこの2種類の交付金がございます。今年度歳入予算で計上させていただいております1,336万 2,000円につきましては、基本配分枠が 635万 5,000円、特別配分枠が 700万 7,000円を見込んでございます。それでその基本配分枠につきましては、県下各市町均等配分で 200万円、その残りを人口と森林面積の按分によって各市町に配分されます。そして今後5年間の見通しといたしましては、平成26年度につきましては、基本配分枠が 635万 5,000円、平成27年度につきましては、約 920万円、28年度が約 940万円、29年度、30年度につきましては各々 1,630万円で、合計5年間で 5,750万円ほどが見込まれております。

ただ、この特別配分枠につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、その年度の特別な事業、大規模の事業に対して交付されるということになっておりまして、1市町、1年当たり 2,000万円を上限、なおかつ5年間で 3,000万円を上限というふうになってございます。

それと紀北町内での税収見込みでございますが、町内の町県民税の対象者は 7,390人ほどでございます。この方々にですね、1,000円の上乗せということになりますと、徴収率の関係もございますが、約 700万円ほどの税収となるのではないかと、また法人税の部分につきましては、県下全体での課税ということになりますので、ちょっと町のほうでは把握は仕切れてございません。

以上でございます。

中本衛議長

よろしいですか、玉津君。

8番 玉津充議員

この基本分と特別配分、基本配分分と特別配分枠というのがあるということを今、伺ったんですが、その配分方法でですね、その森林面積と人口によって配分額が決まるということと伺ったんですが、その基本配分分、特別配分分、双方そういう仕分けの仕方方法をされるわけですか、いかがですか。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

人口と森林面積に対しての配分につきましては、基本配分枠のみでございます。特別配分枠につきましては、その年度の都度、こういう事業をしたいという要望のもとで配分されるということになってございます。以上でございます。

中本衛議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

それではですね、これの交付金に対してですね、条例では基金を設けて積むということもあったんですが、基本的にはすべて事業化するというふうに述べられておったんですが、その事業の内容につきましては、これ議長、支出のほうで聞いたほうがよろしいですか。

中本衛議長

歳入の件で今、やってください。支出は、自分たちの担当の常任委員会になってしましますんでね。

8番 玉津充議員

はい、わかりました。それじゃ、それは支出のほうで聞かせていただきます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

35ページなんですけど、19款の諸収入の雑入なんですけども、35ページの一番下に、銚子川の水販売代金ということで59万 2,000円計上されているんですけども、これは今までの実績に基づいて予算を上げたと思うんですけども、これについて昨年度の実績、確かに、何本くらいつくったのかな、それ以前の実績に基づいてだと思うんですけども、その実績

についての答弁、根拠を答弁求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

昨年度1万本をですね、水道課のほうから購入し、1万本をですね。で、現時点でほぼ残りが無い状態ということでございます。ですから、今残っておるので約300本ぐらいですかね、ですから9,700本ほど使わせていただいております。ただ、すべて販売ということではなしにですね、例えば先日ございました東京でのですね、銚子川展等には無料で使わせていただいたりということもございますので、実質的な販売については今のところ9,000本程度ということになってございます。以上でございます。

中本衛議長

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

そうすると、販売実績は9,000本ということなんですか。その9,000本の販売実績に基づいて、この59万2,000円を出したということで理解していいんですか、再度答弁求めます。それとあと、1万本のうち9,000本が、うち1,000本が無料で、例えば広告のために無料で配布したということによろしいですか、再度答弁求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

そのような形になります。販売につきましては9,000本ということになりますので、70円を掛けたもの63万円ですか、ぐらいということになりますけど、ちょっと安全率をみさせていただいて、59万2,000円という形になってございます。以上でございます。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

27ページのですね、消防費補助金の地域減災力強化推進補助金1,224万8,000円、これについてですけども、これは町がですね、おそらく推察するところによると、町がこういう事業をするのでという形で県へ要請して、県がこの金額を出されたとは思いますが、と

いうふうに認識をしておるわけですが、町はこの補助金を要請するにあたって、何と何と何をですね、県のほうへ要請したのか。その詳しい内訳と金額、金額はこちらに出ていますけれども、それちょっと県とのやりとり経緯を全部ちょっと述べてください。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

地域減災力強化推進補助金でございますけれども、1,224万8,000円につきましては、津波避難路の整備事業に839万6,000円、強振動対策としまして家具固定の關係の補助金として60万円、孤立化防止対策推進事業ということで衛星携帯電話、あるいは防災行政無線の戸別受信機の購入費、合わせて325万2,000円を補助金として県のほうへ申請する予定となっております。この地域減災力推進補助金につきましては、あらかじめですね、県のほうからの調査がございまして、来年度行う、25年度中にですね、26年度に行う事業についての調査がございまして、それにですね、見込みで申請をしておるわけでございますけれども、この金額をですね、現在、申請しているというわけではなくて、当初予算でこの部分を認められた部分につきまして、26年度に入ってからですね、新たに申請をもう一度し直しをするということになると思います。以上です。

中本衛議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

あんまり早すぎて、ちょっとようわからんのですけどもね。その南海トラフにかかる、その防災減災の予算は、ここへひとまとめにして県のほうへ要請したという考えを持っておるのですけども、そのほかの、例えば想定される津波が必ずくるわけですから、その想定される、この中には入っておるわけですかね。津波対策いろんな入っておるわけですけど、そのほかのですね、地震津波対策に関するその減災防災の予算は、この予算だけだったんですか。ほかに例えば危険な部分がたくさんありますよね。今やらなあかんことというのは堤防の強化であり、橋梁の強化なんですけども、新設とか。こういうのはどこで、ここで要請したのではないんですか。どこで要請しておるんですか、これ。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

ただいまの奥村議員のご質問にお答えいたします。

今回、県へ申請させていただいておりますのは、県が県単事業として県単独で創設されている補助金でございます。南海トラフの関係でですね、国のほうが措置法の中で謳っている補助金につきましてはですね、現時点では、それぞれの省庁でですね、設置している補助金についてですね、来年度緊急事業計画というのを作成し、その中で認められた事業についてですね、それぞれの省庁が設置した補助金が適用できるものについてはですね、それぞれの省庁で嵩上げ措置をするというふう聞いておりますので、現段階ではですね、南海トラフの関係での地震対策に関する補助金の部分では予算には盛り込まれておりません。以上です。

中本衛議長

奥村武生君、最後です。

9番 奥村武生議員

その予算を結局とってこんと率直に言って何にもできんわけですよ。南海トラフで地震は必ずきたわけですから、津波は。多くの点でやらなければならないことはたくさんあるわけですよ。その中で、今の答弁等を聞いてますとですね、どうもこう、ほかの町では例えば何10億円とってきたとかですね、いろいろ聞くわけですよ。現に隣の錦でも莫大な金額とってますよね。この県及び国に対する要請力というのは、私はこれ足りないのじゃないかと思うんですよ。どう考えたっておかしいですよ。前年度の2日前の新聞によりますとですね、25年度のその県の公共事業費の26年度半分でやっておるんですよ。だからその地震対策、津波対策で公共事業でたくさん出るといふときに要請しないと、私はこないと思いますよ。

ちなみに、その25年度は何と何を国のほうに要請したんですか。本当にこの要請力で、我々地域は、国及び県から、守れるんですかね、これ。どうもおかしいですよ。町のその予算要求は。国及び県に対する。25年度で何と何を予算要求して何がきたのか、それから26年度は今言ったことですね。あるいは堤防とか橋の造り替えとか、そんなものはどうする予定なのか、どうするつもりなのかということ、しっかりと副町長なり町長から聞かせてください。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、基本的にですね、議員、今、質疑の対象となっているのは、県支出金のところですよ。ですからですね、県支出金ですよね、この地域の減災力の強化推進のですね、補助金をいただいております。それにはメニューがあってですね、各市町の配分はこれぐらいですよというのがあるわけなんです。ですから、それに基づいてこの県の支出金のところであげさせていただきます。

それと別にですね、今、矢口とかそういった三浦なんかをやっています。そういうのはまた別のところから県なり国なりからいただいておりますし、ほかの県にもやっていただいております。沿岸地域のですね、防災減災の仕事はこうと、いろいろな形でその補助のところのメニューがございますので、今日、今、ご質疑いただいたところは、その県支出金のところがございますので、県のところではこういった枠組みの中で我々は要望させていただいて、メニューの中で要望させていただいて、これぐらいを見込んでいるということです。ご理解いただきたいと思っております。

中本衛議長

次に、質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出、40ページの議会費から58ページ、総務費までの質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

それでは、3点ほどお伺いします。44ページ、文書広報費の一般広報広聴事業の中で、前全協のときに資料で説明していただいているんですけども、この中に合併10周年記念誌、委員会報酬費、撮影費委託等ということで、42万円あがっていると思うんですけども、この分について内容詳しく説明お願いしたいのと。

次、46ページ、企画費の中の企画総合事業のですね。その中で地域振興案内看板設置業務委託料というのが1,100万円ですか、出ておると思うんです。これの設置はどういうふうなもので、どこへ立てるのかということをお願いいたします。

あと、人づくり事業ということで48万9,000円、このうちディスカッションリーダー養成講座負担金ということで2万5,000円出ておるんですけども、これについての内容と、3

点についての内容説明の答弁を求めます。

中本衛議長

企画課長。

脇博彦企画課長

それでは文書広報費、合併10周年の42万円の内訳としましては、委員の報償費といたしまして15万円、紀北町10周年の撮影等の委託料といたしまして27万円をみております。内容としましては、平成27年度10月11日ですが、合併10周年を迎えるにあたりまして、来年度合併後の記念誌を作成をしようというものであります。また、その以前の部分も含めて記念誌をつくろうというふうに考えております。

次に、企画総合 1,100万円の看板づくりなんですけれども、1,100万円におきましては、これは紀北町全体のですね、案内看板を紀北町内に設置する予定なんですけれども、一番メインとしているのは、今後26年度に建設しようとしております三浦地内の地域振興施設の目立つようなところに、大きな看板を設置したらどうか。そしてまた、高速道路上に設置可能であれば、高速道路上においても何らかの看板を設置したいなというふうに考えております。また、これにおきましては、市町村の合併特例交付金を充当させてもらっております。

次に、人づくり事業48万9,000円ですかね。これにおきましては、電源地域振興センターというのが東京にあるんですけれども、そこの国内の3県研修参加旅費としまして3人分を見ております。また、それに対する活性化センターの負担金7万円、で、事業負担金としまして国内研修の負担金、これ先ほど言いましたように旅費で3人分みておりますもんで、その参加負担金としまして2万円の3回分で6万円、で、事業補助金としまして海外研修助成金というのがございます。これを20万円の2分の1を限度として2人分をみております。以上でございます。

中本衛議長

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

それでは、1点目の合併10周年記念誌ですね、これは報償費15万円ということだったんですけれども、何名で、差し支えなければどういうメンバーで構成してやっていくのかということ、再度答弁を求めると。

あと2点目の看板設置ですね、1,100万円、これについては今、課長の説明では三浦休憩

施設を主において、それをわかるようにということでしたんですけども、まだはっきり決まっていなような答弁だったんですけど、これは予算として1,100万円出たということは、ある程度根拠に基づいて予算計上されておられると思うんです。もう少し具体的に、1,100万円をかけてするんだとしたら、どういうところに何箇所、どういうものをつけているかある程度具体的に答弁されても良いと思うんですけども、先ほどの課長の答弁では、まだ何もかもわからないような状況に聞こえましたので、予算計上したうえの根拠、もう少し詳しく答弁を求めます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

看板のほうの話だけなんですけど、結局、地域振興施設ができますと、今までの中でですね、その地域振興施設が表示されない状態なんです。そういう中で必要なところへは、まず一番大きなものを地域振興施設をメインとした、この紀北町の看板、観光案内をつくりたいんですが、そういったほかにもですね、いろいろと地域振興施設ができることによって、そこへ導入しなければいけないということなんで、場所等についてはですね、国交省とか民地がかかわりますんで、それは適切な場所へということなんです。基本は地域振興施設ができたときに、その振興施設をメインとした紀北町へ導く誘導看板だと思っていたら、ご案内看板だと思っていたらよろしいかと思います。

中本衛議長

企画課長。

脇博彦企画課長

すみません。合併10周年におきます編さん委員の人数ですけども、予算におきましてはひとりあえず5,000円掛ける10人の3回分を見させてもらっております。また、メンバーにおきましては識見を有する者とか、町内の方とか、職員で過去50周年記念誌など作成している経験のある職員を考えております。

中本衛議長

ほかにございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

48ページの負補交の11番の一般訴訟費ですね。水道のいわゆる損害賠償の費用が598万

2,000円、教育関係訴訟費が190万1,000円、水道関係賠償は8月ごろ判決が下りるということなんですけども、それと教育関係の訴訟についてはですね、4月ごろですか、というように聞いておるんですけども、この予算は12カ月分を含んでおるんですか。何カ月分を含んでおるんですか。その辺のご答弁をお願いいたします。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

両方まとめてお答えさせていただきます。

現時点では1年分を見込ませていただいております。と申しますのは、昨日もですね、損害賠償の請求事件の報告をさせていただきましたが、一応、裁判所のほうでは結審というお言葉をいただいておりますけども、相手方の準備書面の出方によっては、口頭弁論もまたするかも知れないという含みがありましたので、現時点では1年分を見込ませていただいております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それでは、質問者として確認ですね。来年の3月末までの予算として見込んでおること、了解していいですね。12カ月間を見込んでおることやね。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

1年分といいますか、年度分ということでご理解いただければと思います。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

18番 北村君。

18番 北村博司議員

45ページの備品購入費の中に、カメラが35万円ぐらいを見込んでおるようですが、課別の説明書によると、38万円のうちの35万円がカメラですね。私は元本業ですが、相当高価なものをお買いになる。何という機種ですか。報道カメラマンでも相当な高レベルな人しか、私は過去に知りませんが、35万円というのは交換レンズも含めての金額なのか、多分

機種が想定されておると思うんで、お教えいただきたい。

それから、先ほど海外研修20万円とってましたが、前はこれJ Cのとうかい号といったかなあれは。とうかい号でしたかね、この辺、元J Cの方みえるけれども、あそこに乗船する人を対象にしていたけども、今は尾鷲J C存在しませんので、対象が今変わっているのかどうか、それでどこかにこれが、助成する以上はどこか報告が出ているんだろうと思いますが、どこかで公開されているのかどうか、前は確か広報に載っていた時代もありましたけどもね。その辺を確認したい。

それから、あと46ページの活性化ソフト事業の中のこれは東紀州地域振興公社ですね。要するにこれ前のまちづくり公社ですね。観光まちづくり公社のことですね。これちょっとですね、むしろ副町長にお聞きしたほうがいいのかな。これ知事が変わるたびに名称が変わるんですね。東紀州活性化協議会やったか、確か事務局長も行っておったように思うけど、昔。ね、議会事務局長行っておったね。名前が変わると体質というか、中身が変わるんですよ。今の局長さんは、私は以前は面識あったんですが、これに就かれてから会ったことないし、見えないですね。何をしようとしているのか。優秀な若手の本当に才能の持った職員2人派遣していますね。果たしてそれにふさわしい仕事を担当しておるのかちょっとわかりません。先般もフィルムコミッションでテレビ番組のロケ地で、ここが担当したみたいですけど、D r . D M A T、町長見ましたか、見てませんか。いや全くこれが紀北町内だという、トンネルだというのは何もわかりませんね、あれ。おそらくあとあと観光PRに使えないんじゃないかという気がするんですが、その辺の何をしているのか、私比較的知っておるほうだったんですが、今、何をしようとしているかわからんですが、ちょっとご説明いただきたいと思います。以上です。

中本衛議長

企画課長。

協博彦企画課長

すみません。先ほどの備品購入のカメラの購入なんですけれども、これにおきましては、取り替えレンズというのですか、レンズ、収納箱というのですか、収納の袋、収納ケースや、あとそこら辺も含めた金額となっております。機種までは今のところ決定していないんですけども、そういうちょっと見積りをとったところ、そういうようなことになっておりました。

あと海外研修の20万円につきましては、実際、今、議員さんがおっしゃったように、平成

22年度に4人参加されてから、23、24とちょっと実績がございません。24年度に話があったときには、熊野市の青年J Cというのですか、の方が紀北町の方なんですけれども、一遍相談に来られたことはありますけれども、実績にはありません。対象としてはそういう企画立案などのいろいろな海外研修に行って、充実した地域振興産業の活性化につながるものとか、いろいろそういうことに研修に行ってもらうための補助金として考えております。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

東紀州振興公社についてでございますが、目的がはっきりわからないということでございますけれども、大きな目的としましては、東紀州地域全体で、個々の市町だけの取り組みではというところがありましたので、横断的に一緒にやってみようという大きな目標を持ってやっているかと思っております。

それで、当然、その時期時期です、重点といいますか、力を入れていくところというのは変わってくると思いますので、例えば今ですと、今年の7月に熊野古道の世界遺産登録10周年というのがございますので、そういったところにちょっと力を入れてと、そういうテーマを持ってやっているのかなと、ここ地域全体ですね、協働して取り組んでいこうと、大きなところは変わってないと考えております。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃったね、仕事が見えにくいということなんですけど、職員が2人出すことによつてですね、職員がいろいろな方と出会ってまいります。そういった中で、そういった人脈づくりも十分役に立っておりますし、東紀州活性化地域協議会ですね、地域振興公社です、申し訳ございません。私も名前がよく変わるんで、そういうことなんですけど、我々としてはそういった大変それぞれの行った先で研修してくるということ、またそういう人づくりもですね、十分役に立っていると思っております。また、今回10周年がございますので、この地域振興公社につきましてはですね、しっかりと働いていただけるものと思っております。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

3点お聞きしましたけれども、カメラの機種全然想定してないというのは、今カメラも最近は一眼レフも新しいシステムが出てきてね、当然あるはずですよ。交換レンズもね、買方にもよりますけども、望遠広角どこまでお買いになるのかね、レンズが1本7、8万円、あるいは10万円超えるものもあります。その辺含めてカメラ自体がどうやら、これ20万円想定してみるのかな。想像しとるのかな。それだけの交換レンズ何本も揃えるんだったら、ボディだけでいいわけですよ、カメラ自体は。その辺の基本的な何を目指しておるのかということですね。その辺をね、中身はつきりしなきゃ、今日はそれで止めておきますけども。

それから、海外研修ね、前はJ Cという前提みたいなものがあって、枠空けてありましたね、昔は。J Cそのものがとっくの昔に、もう10年や20年なるな、15年ぐらいになるのかな、尾鷲J Cが解散してから。これ多分ね、一般の人は知らないと思いますよ。この制度そのものを見てないと思いますよ。それで実績がないって。ところが現実にはですね、公的なあれに募集に載ったやつに限定していったんだらうと思うんですが、もっと優れた才能を持っている人たち、若者が結構いるんですよ。その辺がもう少し弾力的に活用しないと、予算上げておるだけで実績がないということになるので、その辺の本質的なところをお聞きしたいということですね。

それから、地域振興公社、正直言って、本当に最近見えないです。前よく知っていました。仕事からよく知っていたのかもわかりませんが、今は本当に現実に何しようとしておるのか、さっぱりわかりませんですよ。Dr. DMATでも大半の人は知らないんじゃないんですか。私はフェイスブックで見て知っただけで、一般的にはどこからも広報されてないですよ。見えない事業というのはいいのかなという気がします。トップは尾鷲と熊野の市長が交替でやってますね。紀北町発言力あるんですか。何で両市なんですか、何で両市なんですか、経済規模は町長ご存じでしょうけども、熊野市よりもはるかに紀北町のほうが大きいんです。尾鷲市とほぼ同額です。人口もあんまり変わりません。何で尾上町長立候補しないんですか。いや笑い事じゃないですよ。何で、大体ですね、情報発信が尾鷲、熊野に限られておるんですよ。見てご覧なさいよ。ローカル紙の記者いますけれども、誰も来ないじゃないですか、一般紙は。大手新聞、うちの議会、誰も来ませんね。これは尾鷲から遠いからですよ。そんだけの理由ですよ。もっと情報発信力を強化せな、こんだけのお

金を出す価値がないですわ。いかがですか、町長、基本的なところでどうですか、次。今は熊野の市長ですかね、会長は。誰、熊野の市長、あれは2年交代かなんかやで、次、町長立候補する意思がありますか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

情報の発信ということではですね、本当にこの地域振興公社はですね、今、どちらかと言えば重点的にそちらのほうに取り組んでおります。そういった意味で熊野古道もですね、馬越峠なども積極的に取り上げていただいているのは、いろいろなことございます。またそういった中で、絡みの中で熊野古道のウォークとかですね、いろいろなこともやっけていただいております。発言力というのは、我々5市町すべて同じ状態で発言させていただいております。

ただ、じゃあ、立候補するかということはですね、今のところは考えておりませんが、発言に対しましてはですね、その公社の中では平等にさせていただいておりますし、こちらへも訪れていただいております。そういうことで、議員おっしゃるように、特に10周年がございましたので、この発信力、それから我々としてはイベントをですね、もっとやっけてくださいということで、知事にも2市3町で一緒に要望してます。そういう意味では、どの町がということではなしに、この2市3町がですね、一丸となっているのも事実でございますので、その辺ご理解いただきたいと思います。また映画等でこちらに見えてもですね、主要なものになって何日、何カ月も映画を撮られるというときは、また話は、今、某新聞でですね、美杉村の話も出ておりますが、今、Dr. DMATという名前出されましたのでこちらも出しますが、WOOD JOB!、あれは大田賀でもですね、撮影もしていただいたりとか、いろいろとやっけていただいておりますが、メインがということになりますんで、やはりどちらが主かということになりますと、やっぱりそういった主の撮影現場が主になりますんで、ちょっとですね、悔しいところもあります。

でも、私、港区の森と緑のほうもですね、行かさせていただいて、国の林政部長だったですかね、その方ともお話をさせていただいて、うちへ訪れていただいておりますという認識もいただいておりますね、林業よろしく願いますというお願いもしてきたのも事実でございますので、私もやっておりますし、この地域振興施設も頑張らせていただいておりますと、そのように思っております。

中本衛議長

企画課長。

脇博彦企画課長

すみません。海外研修の助成金のことなんですが、現在、PRといたしましては、広報で4月号広報で1回のみやっているだけで、これはやっぱり予算もみた限りは利用してもらわないかなということで、つい最近ですけども、たまたま課内で話しまして、やはり今の若い人がいるんだったら、やっぱりホームページ等に載せたほうがいいんじゃないかということで、今後、ホームページにも掲載したいなというふうに考えております。以上です。

中本衛議長

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

今のところで47ページの同じとこで、47ページですね、予算書の移住・定住・交流促進事業の中で、空き家バンク制度整備及び情報発信経費として5万3,000円、少額ですよ。これ何年か前かな、2、3年前かな、もっと前かな、随分しっかり取り組まれたんですよ。その中で、どのような成果が出たのかと、今、その結果どのぐらいのものが対象としてあるのかという報告がなされたのかどうかということ、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、これはやっぱりもう1つはね、48ページです。これやっぱり皆さん一番気になる話でしょうけども、前者議員も言われましたけども、一般訴訟費、これで教育関係訴訟費ございますよね。109万1,000円、今年度。ごめん190万1,000円、失礼しました。またこれは、これ始まったのが行政報告でもありますが、あれでしょうね、公金差し止めのことだと思いますけども、その辺もちょっとお答えください。

それだとすれば、24年度にもね、236万4,000円、これ9月かな、何かに計上されましたよね。その決算というか、使用された金額。また今年度25年度も236万4,000円計上されていますけども、実際、どれだけ使われているのか、これ合計すると予算額でいくらなんでしょうか。あんまり私も足し算強くないもんですから、600万円近いんですか。そういう中で、実際この、これもう1つはこれどういう意味で公金差し止めの訴訟になったかというところを、教育長、教育委員長、どのように受け止めていらっしゃるかということも、重ねてお答えいただきたいし、まず決算額、まず企画のほうの話せんとね、いくつも言い

過ぎたので、1回ぐらい質疑の回数増やしていただかんとあかんかわかんけども、お答えください。

中本衛議長

企画課長。

協博彦企画課長

空き家バンクの関係なんですけれども、これにつきましては、現在、ホームページのほうで掲載させてもらっております。この空き家バンク利用登録、空き家登録とあるんですけども、かなり頻繁に問い合わせがございます。現在、利用登録あったら借りたり、売買したいという人は70人以上みえます。現在、空き家登録されているのは、ちょっと資料古いんですけど8件程度、誓約が13件ちょっとだと思っておりますけども、その13件でも平成25年度におきましては、もう5件成立しておりますので、かなりこの空き家の利用、そしてまた登録、ちょっと登録はまだ少ないとは思っておりますけども、やはり皆さん利用のほうにしても問い合わせと、他所の方が多いんですけれども、このような今現在では状況でございます。また利用登録で新規の登録がございますと、利用登録されている会員の皆様に、出る度にすべて情報は発信しております。以上です。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

まず、議員おっしゃったのが、そのかかった費用と、あと経過の2点でよろしいでしょうか。はい、それじゃ経過のほうから申し述べます。平成24年4月に住民監査請求が出されました。そして住民監査請求が6月に棄却され、7月に裁判所に原告から訴状が提出されました。それに基づいて8月3日に裁判所から紀北町が通知を受けました。それで裁判が始まったということになります。そして平成24年9月議会におきまして236万4,000円の予算計上をいたしまして、承認されました。それが9月29日でございます。

今までにかかった経費を申し上げますと、平成24年、着手金がございます51万4,500円、これが一番大きなところで、それとあと切手代、あと会議室使用料等がございます、合計51万8,740円でございます。25年度の予算ですね、25年度の決算が年間事務手数料10万5,000円、それとあと燃料費、あと会議室使用料、今のところ12万6,407円の支給となっております。以上です。

中本衛議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

これね、やっぱりテレビがあるから、皆さんにわかっていただかんと、少なくともね、まず企画課ご苦労さんでございます。こんだけ活発に動いていただいて成果が出てれば結構な話であってね、今後ともどんどんそのような格好で、ただ、やはり古い家屋というのはトイレと風呂、そういう水回りのことがあるんですね、その辺をいかに助成しながら上手くやっていくかというところをあれしたってくださいよ。続けてください。

それで、今の鯨のほうですけれども、少なくともですね、今回これ 190万 1,000円、こんなに計上して、先ほどの前者議員のときにね、1年間の話だと言われるけど、すでにあれじゃないですか、24年度は 236万 4,000円のうち、51万 8,000円しか使ってないでしょう。ということは 180万円残っているんじゃないですか。ちょっと計算してください。私あんまり計算先ほど言いましたけどできないんで、違いますか。それぐらいね。調べないかん、そっちのほうで、それぐらいのどんだけ残っておるかというのは、多分、これ決算出てますからわかっておるでしょう。24年度の方は。それで今回また 236万円、24年度計上したけども12万 6,000円ですよ。あまりにもどういいう見込みで立てておるのかわかりませんけどね、ちょっとその辺が普通じゃないんじゃないですか。町長、いかがですか。

ですから、今回これ出てくること自体がいかななものかということになるわけですよ。もう少し真剣に取り組んでいただかんといかんですね。真剣味がないんですかって言いたくなりますよ。もう1つはね、これ訴えた理由、言えないけど、当然、これ議決された案件です。町長が被告ですけど、そういう中で誰がやっておるかということまでね、被告ですよ、町長が。心境だけは教えていただかんといかんと思いますけどもね。多分、ここは出垣内地区は高さが低いというんでしょう。だから津波の被害の恐れがあるというんですよかね。違いますね、それちょっと確認しますけども、それと高さと言いますけども、実際、あそこの高さという意味でいうたら、どのように表示しますか。海拔ですか。標高ですか。ちょっとその辺も含めて、教育者としての判断、正解に丸打てる方法を教えていただきたい。それね、この間これ私ちょっと今まで海拔表示なんていろいろ見てみますけども、公式にね、あれですよ、地理院が出しておるんが、標高しかないんですよ。海拔表示板というのは言葉としては海からってあるけど、これ正式にね、教育者として教えられますか。その辺のことも含めて答弁ください。

中本衛議長

学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

経費のところを申し上げますと、まず24年度につきましては着手金51万 4,500円、それとあと訴訟にかかる意見書作成手数料として、あった場合に専門家の意見書等作成費用が発生することがありましたので、その枠をとってました。その金額が 105万円とってございます。それは使用してございません。でも、いろんなことに対応できるような予算組みをさせていただいております。

平成25年度につきまして、大きなところでは、やはり訴訟にかかる意見書作成手数料105万円を計上しております。それが大体6割ぐらいになってございます。それは意見書を作成していただくことが1件あったんですけど、それは作成手数料は要らなかったということもございまして、それはまだ使用してございません。以上です。

中本衛議長

教育長。

安部正美教育長

標高の海拔のお話なんですけれども、学校では標高という言葉を使って子どもたちの指導をしております、標高、学校では。だから富士山の高さ、標高はどれだけとか、海拔とは教えておりません。標高。あれは海拔で書いてあります。学校は授業の中では、授業の中ですよ、社会の授業の中では標高という言葉を使っております。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご指名いただいたんで、お答えさせていただきますけど、我々といたしましてはですね、準備書面の中で、十分お話しております。まず基本的な部分ではですね、皆様のご意見もいただいたうえで場所選定も行い、そしてマグニチュード 8.7にも対応できる高さに上げ、そういったものもいろいろ議会の中でご議論いただきまして、議会議決を経て、建設に臨まさせていただきました。そういう中で意見の違いから、私が被告という形になっております。それはいろいろ考え方もあろうかと思いますが、私といたしましては、私がやってきた、このことにつきまして、勝訴を目指して頑張りますということでございます。

中本衛議長

11番 東君。

11番 東清剛議員

けしからののがさ、教育長の話があまりにもさ、学校で標高で教えておるのにですよ、町で使っているのは海拔でって、子どもにそんないいんですか。だからちょっと聞いてくださいよ。だから私はね、海拔表示板ということはいいいんですよ。ただ、公式な図面とか何かにね、海拔いくらと書いてくると、これはやっぱり普通ではすまん。私はあれですよ、どっちかというところ地理院で許可もらっている測量士ですから、そういうところでね、やっている人がいるにもかかわらずね、この昔から使っておる海拔、海からというけど、実際、どこに基準点があるのかと言われたときに言えば、東京湾の平均海面ですね。それは標高の基準点ですよ。これしっかり皆あれしてくださいよ。平気な顔して海拔海拔というけど、公式なあれは、もしこれが公式に海拔って書いた書面があったらね、出してくださいよ。私も納得しますよ。別段、これ海拔という言葉悪くないんですよ。ないけども使い方をしっかり気をつけないと、標高はそうやけども、あなたは紀北町の教育長でしょう。教育長が所管する長におるわけでしょう。その中でこういう言葉、図面の中で使われておったら指摘するのが当たり前じゃないですか、それは。

そういうことでしょう。だから公文書として出すんですよ、指摘するのが、そうでしょう。仮にこの高さであれでしょう、避難ビルにしても予算とりにいくなら、高さいくらのところ、高さ、高さと言いますよ。わざわざ標高と言わんけども、ただ海拔という言葉使いだしてくると、ハイコールって、だからそれが教育長の責任じゃないですか、だからこんなとこに目をつけないと、それこそ違った方向に子どもら進んでいきますよ。富士山の高さはいくらですか、3,776 メーターですか、それはあくまでも標高でしょう。だから自分らも使う言葉に対しても責任持ったもん使わないかんじゃないですか。違いますか。これちょっとお答えくださいよ。

もう1つね、一般質問の代わりに私質疑で収めておるんですから、ほかのこともあるけれども、少なくともね、まず、先ほど町長言われた感想ですけれども、我々も皆団体意思の決定で議決したことですよ。それに対してね、監査請求出して、訴訟になった。それでもう1つは、このあとで、今度は裁判、多分ね、4月10日に結審でしょう。だから近い将来出る。当然こんなものは負けてはおかしな話なんですよ、行政として。言い切れると思いますよ。ですから、もう1つこれね、これだけの費用じゃなしに、今度は成功報酬まで考えていかならんじゃないですか。そうしたときにね、これは単純に言えば51万円と12万円、70万円いってないですよ。それを成功報酬、それともう1つは、精神的、苦痛があ

るわけじゃないですか。それで職員の皆さんのね、裁判行っておる、それも含めての損害ですよ、これ。これ全部町税じゃないですか。それらは一般財源ですよ。ですから、それも含めて、こんなにあやふやな 190万円も出すようなね、予算組んだらいけませんよ、これは。その辺も含めて、まず標高の問題と、それとこれの組み方についてのことについて、担当である教育委員会からの答弁をいただきたいと思います。

中本衛議長

最後ですので、教育長。

安部正美教育長

はい、お答えいたします。

標高っていう言葉を使っておるということは、授業を通して使っておるということは確かなんですけども、その地図に海拔ってありますから、それを指摘せよというご指摘ですか。

中本衛議長

私語は慎んで、教育長、そういう質疑は反問になりますので。

安部正美教育長

すみません。

その地図につきましては、誤っておるという。

中本衛議長

私語を慎んでください。

町長に答弁させます。

尾上町長。

尾上壽一町長

教育委員会のですね、海拔と、その標高の使い分け、いわゆる子どもたちに対する教育の問題は、教育長のほうでいろいろとあろうかと思いますが、私とその津波避難マップを作成したのは、私と危機管理課が作成いたしましたので、よく標高ね、海拔の使い分けいろいろ話がございます。そういう中では、我々としてはそれはあくまでも目的としては津波避難を目的としたマップでございますので、より、その当時ですね、つくった当時、やっぱり海とこの津波、そういうもの連想するためにですね、やっぱり海拔という表示を使ったほうがいいんじゃないかという判断のもとで、海拔とさせていただきます。

したがいまして、他の地図とか、そういうのは議員がおっしゃるように、標高というのが正解だとは思いますが、これからもですね、津波を連想させるには海拔のほうがい

いのではないかという考えを持っております。ですから、今の議員のお話も踏まえたいうえで、そういった全国の流れも見て、今後、そういったものについて対応していきたいと思っております。

また、訴訟に対してどうかというご意見もありました。先ほど申し上げたように、我々としては正当な行為の中で、行政行為の中でさせていただいたことですので、勝訴を目指して頑張っていくということでございますので、被告としての心境でございます。以上です。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、議会費から総務費までの質疑を終わります。

中本衛議長

ここで、2時35分まで休憩します。

(午後 2時 21分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 35分)

中本衛議長

次に、59ページ民生費から78ページ、衛生費までの質疑を許します。

59ページから78ページ、衛生費までの質疑を許します。

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

75ページのね、塵芥処理費のこの修繕料ですけどもね、1億792万円というのが、これは今年が、毎年これぐらいの修繕費が要るものか、今年に限ってか、その辺。

それと、その事業委託料の先ですけどね、R D F とか灰とか、その委託先をその辺をお答え願いたいと思います。

中本衛議長

環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

修繕料につきましては、毎年1億円の金額をみていただいております。実績も約1億円ぐらいということでございます。

それから、事業委託料の関係ですけれども、事業委託料はリサイクルセンターの委託料としまして4,677万3,000円ありまして、R D F 引き取り処理委託料、それからR D F の運搬委託料、それから灰処理の委託料、それからR D F の焼却残渣処分委託料を含んでおります。あとごみ収集処理事業の4,646万8,000円で、これはごみの収集運搬委託料でございます。それから、資源ごみのリサイクル、これ200万円をみております。これは乾電池とか蛍光灯処理委託料とか資源ごみのリサイクルの委託料等でございます。それであと環境センターの95万1,000円で粗大ごみの処理委託料でございます。あと不燃物の処理委託料で150万円、ビデオテープ処理委託料とか一般廃棄物の粗大ごみの処理委託料でございます。以上です。

中本衛議長

もう一遍許しますので、質問、間違っておるのかい、答弁が。ちょっと私も聞き漏らしたような感じやもんで、川端議員、もう一遍やってください。その分は回に入れませんので。

15番 川端龍雄議員

課長、先ほどのね、業務委託先はどこですかと言ったんですけど、業者ですか、会社ですか、委託先。

中本衛議長

環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

R D F の引き取り処理委託料は、これは企業庁のほうで行っております。

それから、運搬委託料は業者へ委託して行っております。それで灰処理委託料も同じでございます。R D F の焼却残渣処分委託料も同じ業者のほうへ委託して行っております。以上です。

中本衛議長

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

課長、業者の名前はちょっと差し支えあるんですか。業者がどこって聞いておるのやで、名前をこちらが聞きたいんですがね、お答えいただきたいんですけど、何か差し支えありますん。

中本衛議長

環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

RDFの運搬委託料につきましては、紀伊長島、これは今年の実績です。

中本衛議長

課長、委託先はどこかということです。業者の名前は言えるのか言えないのか。

中本衛議長

ちょっと、ここで暫時休憩します。

(午後 3時 49分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、開催いたします。

(午後 4時 05分)

中本衛議長

環境管理課長、答弁を求めます。

井谷哲環境管理課長

長島のほうのRDF運搬委託先は、紀伊長島産業開発でございます。

それから、海山のほうは尾鷲環境開発株式会社でございます。以上です。

中本衛議長

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今のね、課長、そのようなこの町と契約しているようなことをね、隠さんなんような行為というのかさね、やっぱりそういうな普段からそう思っておるそのものが、何か胡散臭いように思われますからさね、やはりはっきりね、今まで町長もご答弁しとるんさ。事故の問題で、2台か3台追突やったということをね、名前もありますんやけど。

それと先ほど1億円何とかという修繕代、実績がありますと言うたけどね、あまりそんな修繕代の実績など重きにおかんと、また改良できるかね、改善できるんか、その修繕ができるだけ要らんようになるようにするならいいけど、何か得意気に実績がありますというときね、ちょっとこう修繕に対しての実績というのは、ちょっと馴染まんのではないかなと思いますけど、その辺、今後またこの中で、この細かく明細に書いてありますけどさね、海山地区と紀伊長島地区のこの修繕代ね。そやけどこれの中で、また毎年1億円いくらの金が要るんやということは、それ相応に、当然だなと思いますけどさね、できたら少しでも全体的に安くなるというのか、毎年要るんやったら高いものでも何年かしたらかえって安くなるというかさね、いろいろ工夫ができるもんか、その辺はどうですか。

中本衛議長

環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

修繕料につきましては定期点検、年に1回定期点検をしまして、悪い、壊れたりする前に少しでも早く直して修繕料を減らすほうには進めております。

それで、入札のほうも競争入札をかけてやるようにしていますので、はい、よろしく願いします。

中本衛議長

ほかにございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

59ページの臨時福祉給付金事業と、それから60ページの子育て世帯臨時特別給付の2件なんですが、これどちらもですね、4月からの消費税の引き上げに際して、その給付ということですね、国の国庫補助金、全額の補助の事業だと思うんで、特にですね、関心が深いところなんですけど、これですね、低所得者に対するその配慮ということで臨時福祉給付金、基本がですね、説明書の57ページ、私見ているんですけど、基本が1万円掛ける

7,000人、そして加算がですね、5,000円掛ける3,500人、1万500人の方がですね、当町で対象になるということだろうと思うんですね。

それから、子育てにつきましては、その子育て世帯の数値が載ってないんですけど1,600万円、それから低所得者に対するその配慮については1億336万円ですか、かなりの金額にあがるわけなんですけど、まず、この低所得者に対するですね、基本と加算、これの判断はどういうふうに違うのかということ。

それから、低所得者とはですね、どれだけの所得を基準にしているのかということ。

それから、この数値がですね、7,000人プラス3,500人と非常に多い気がするんです。先ほどですね、緑の県民税のところ、課税対象者は7,390というふうに伺いました。その辺の数字から鑑みるとですね、非常にこの当町は低所得者という数ですね、非常に多いように思うので、その辺の所感をですね、お伺いしたいと思います。

それから、給付に際してですね、具体的な給付方法、どういうふうな給付方法をとるのかということですね。これは子育てに対しても同じです。そして子育てについてはですね、対象世帯数等が書いてありませんので、その辺の数値。それからこれには所得制限がないのかどうか。

そして、もう1つ最後にですね、約1億300万円の事業に対してですね、事務費が1,580万円、それからもう1つの事業が1,600万円の事業に対して、事務費が270万円ですね。10%以上の事務費がとられていると、この事務費の中身はですね、いかがなものかというところをお伺いしたいと思います。

中本衛議長

福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。

まず、臨時福祉給付金の7,000人と3,500人の割合なんですけど、この3,500名の加算の方は7,000名に含まれております。

それで、ご指摘のようにですね、紀北町で課税される方は約4割の方です。約6割の方の中で、その中で給付が出てくるんですけども、まず臨時福祉給付金の該当なんですけども、1月1日現在で紀北町に住民登録されている方、それでその対象となるのは町民税が非課税である方、それでなおかつ課税されている方に扶養されていないというのが条件でございます。それからその中には生活保護の方は除かれます。生活保護の方は保護費のほうで

加算されます。

それから、子育て世帯臨時給付金のほうですけども、こちらも1月1日現在で、今年の1月1日に児童手当の受給者である方が対象になります。その子育て世帯臨時特別給付金なんですけども、こちらは所得制限というのは児童手当の特例給付、例えば奥さんとお子さん2人でしたら、収入で960万円以上の方でしたら、月5,000円という制限になっておるんですけども、この児童手当ですけども、その方はこの子育て世帯臨時特別給付金には該当いたしません。

それから、具体的な給付の方法ですね。具体的な給付の方法なんですけども、これはですね、平成21年にありました定額給付金と違いまして、所得状況を調べる関係がございます。それで今年の所得税が確定するのが6月ぐらいになるんですけども、これに対してですね、厚生労働省から新たな見解が2月7日の会議で示されております。それは26年度の個人住民税納税通知書送付対象外、課税されない方ですね。そういう方に均等割は課税されていないという旨を確認をお知らせすると、それは税務行政の一環として行ってもらい、その際に臨時福祉給付金のチラシ、それから子育て世帯もそうなんですけど、チラシを入れたり、申請書を入れたり、それから返信用の封筒を入れて行っていきたいと思っております。6月で確定する関係で申請は7月ぐらいからお受けしたいなど、所得税、それから扶養の関係が確定してからと、これは県下大体どこの市町も7月ぐらいから申請を目指しておるものです。

それから、事務費の関係ですけども、一応、まず臨時福祉給付金なんですけども、この作業は結構事務的にはかかります。その関係で職員の時間外手当、それから臨時職員も臨時福祉給付金のほうで3名雇います。それからその臨時を3名雇う、その社会保険と賃金、それから需用費、それから税情報、住民情報に関係しますので、委託料でシステム開発費、電算関係のシステム開発費が要ります。その関係の事務費でございます。特に電算事務のほうで約500万円ぐらい見積りさせていただいております。

それから、子育て世帯臨時特別給付金のほうでも時間外手当、それから臨時職員、こちらでは1名見積もらせていただいております。それから電算システムの関係では概算で100万円計上させていただいております。その合計が270万円です。

それから、子育て世帯臨時特別給付金の計算なんですけども、こちらのほうはですね、1,562名の方、月平均で大体1,570名くらいの方なんですけども児童手当を受けておられます。その方の約80%を掛けて、それから所得制限のかかっている方40名を引いた額で、そ

れに 1.1の安全率を掛けてあります。それが 1,329万 9,000円、 9,000円というのは端数なんですけども、計算上はこういうふうになっております。

それから、この臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、両方受け取ることはできません。両方該当する場合は臨時福祉給付金のほうは優先されます。以上でございます。

中本衛議長

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

まずですね、事務費からいきますと、職員の時間外手当とか臨時職員を雇用したり、それからシステムの開発費だということで、事務費がもう年度ではこれだけかかるんですが、例えばシステムなんかだと多年度にわたる場合は、この負担が減ってきますよね。それからいうと、この事業というのはどうなんですか。単年度の見込みなのか、何年か継続されるものなのか、それをひとつ伺います。

それから、給付方法については6月に所得が確定するんで、7月あたりからチラシで申請要請をして申請すると、で、その申請した結果ですね、どういうふうな支払い方法になるのかを教えてください。

それから、この低所得者のその所得がですね、どれだけ以下かというその具体的な数字、私聞き逃したんかも知れませんが、やはりちょっと伺っていないように思うんです。それで基本が 7,000人と加算が 3,500人ですね。ただ、加算は基本の中に含まれるということで、これは加算というののうち、基本のうち 3,500人、基本とダブルわけかな。ということは、1万円プラス 5,000円、最高の方は1万 5,000円もらえるというふうに判断してよろしいんですかね。その辺の見解をお願いします。

中本衛議長

福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

まず、この作業なんですけども、これあくまでも暫定的、臨時的なというもので、18カ月ということで想定されております。ただ、消費税がまた上がるという今の予想もございませぬ。そのときはそのときでまた国のほうが判断すると思えます。

それから、7月からということで予定はしております。で、国の指示で3カ月間で業務を行いなさいと、そういう指示がございませぬ。3カ月超える場合は計画書とか特別な理由を添えなくちゃなりません。それで支給方法は振り込みということで想定しております。

それから、所得税のいくらかということなんですけども、これは所得税の均等割がかかってないという方、つまり所得税が0という方、すみません住民税ですね。住民税の均等割がかかってない、住民税が0という方、ないし課税されている方に扶養されていないという、こうちょっとわかりにくいんですけど、それが条件でございます。

それから、7,000人の中に3,500人、これは加算ということで1万5,000円、1万プラス5,000円加算されます。5,000円加算される方は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、そういう年金、それから児童扶養手当、そういう手当をもらっている方が加算されます。以上でございます。

中本衛議長

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

最後で、ちょっと確認だけしたいんですけど、私、聞き逃しておるかもわからないんですけど、今言うたように低所得者というのは、住民税が払えてない0の方だということで、最初に聞き取ったのは、そういう方が紀北町の課税対象者の中の40%と言われましたか。その辺の確認を最後にさせてください。

中本衛議長

福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

紀北町にお住まいの方で、課税されている方が約4割の方ということです。6割の方が課税されてないと、その6割の中で概算ですけども弾き出されたのが、この7,000人という数字でございます。以上です。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、79ページ、農林水産費から100ページ、土木費までの質疑を許します。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

91ページのね、この商工会費でね、マルケイに100万円出しているところあるね、利子補給の。

中本衛議長

100ページまでです。

5番 瀧本攻議員

91ページです。昨年もありましたね、これね。マルケイに対して融資すると、私これはですね、法律にも抵触すると思うよ。なぜかというのですね、マルケイのですね、前年度は25年度はどんだけ出したかということも教えていただかなあかん。それで今年度は何名にするのか。マルケイのあんた資金というのはですね、1%ぐらいですよ。それに利子補給してですよ、マルケイを通過する業者というのはですね、商工会の中にあってもですね、非常に健全な業者じゃなきゃマルケイ通らんですよ。やっぱり町というのは、こういう一定のものに利子補給するというのはいかななものか、これ何件分、金額はいくらなのかということ、ご回答をお願いいたします。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、平成25年度の実績見込みということで、お答えさせていただきます。件数ですが37件の見込みでございます。借入額では2億700万円ということで、対象になる利子額が153万9,191円、それから今回利子補給を見込んでおるのが、約60万円ほどということになってございます。基本的にはこの資金については0.5%を限度に利子補給をさせていただくということで、来年度におきましてもトータルで2億円程度で、その0.5%、100万円ということで見込んでございます。以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本君。

5番 瀧本攻議員

37件で、2億700万円、そうすると、その0.5%、100万円利子補給しとる。これは1年間の利子補給ですか。これは運転資金だったら、いわゆる7年間で、8年間か、8年間で、7年間で1年据え置き、10年設備やったら10年間以内で2年据え置き、だから当初の1年分の利子補修をするわけですか。その借りた、例えば500万円借りたら500万円借りた人に対してですね、今言うたように0.5%をですね、ずっと利子補給していくのか。返済方法も違いますね。だから37件のそのマルケイ審査会通ってくるわけやから、37件というたら37業者だけですね、まあ言うたら、1年間で。商工会7百何十名はおるわけでしょう。

そんな言うたら経営母体で言うたらですね、非常な健全経営しているところにですね、何で利子補給をしなきゃいけない、その理由がわからない、私は。実際に利子補給をすればですね、本人の払う分はですね、金利でいうたら 0.5や、0.5になるわけでしょう。なぜこんなこと考えられるん。

これはですね、公金というのはですね、すべての人に使われなければいけない。商工会の中にあっても約 0.5%かな、5%ぐらいの方、5×7、35でね。おかしいじゃないの。これ法律に私抵触すると思うよこれ、やられたら。公金の支出についてですね、公金的な支出じゃないもん。全体の借りとる人に利子補給するのはわかるよ。マルケイ審査の非常に健康体の企業に利子補給するというのはいかがなもんかと、どういう発想でやられておるの、これ。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、利子補給する期間ですけども、まず1年間限りということでございます。これはもうずっと最後まで利子補給するということではございません。で、今回、マルケイ融資にですね、利子補給をさせていただくということなんですけども、大変、町内企業の方もですね、景気があまり良くないという中でですね、経営改善ということをされていると、そういった方にですね、そういった経営改善するための運転資金であったり、設備資金であったりがですね、借りやすくさせていただくということで、こういうふうな制度を設けたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

中本衛議長

答弁漏れ、商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

利子補給はですね、ほかの市町でも行っておりますので、法律には抵触しないというふうには考えております。以上でございます。

中本衛議長

5番 瀧本君。

5番 瀧本攻議員

ほかの市町もやっておるから、法律に抵触しないという答弁はないわさ。こういう法律があつて、法律のこれに抵触してないからという答弁やなけりゃ、Aさんがやっておるから

やっておったと言ってBさんがやって、法律に抵触しない。そんな答弁ないですよ。それはちょっといわゆる、いうたら官僚としての答弁にはですね、不備があります。そうでしょう。隣の商工会がやっておるからうちもやっておる。そんな馬鹿なことはない。こんなこと毎年やって、今年も100万円載ってくる、来年も載ってくる、そんなもん最高でいくらぐらい借りておるんですか、最高の方は。答えてください。座ったら3回になっていくもん。

中本衛議長

座ってください、ちゃんとしますので。

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

最高で1,500万円という金額になってございます。抵触するか、しないかにつきましてはですね、抵触しないというふうに考えておりますので、はい。

中本衛議長

瀧本君、最後です。

5番 瀧本攻議員

あなたは抵触しないと考えておるというよりもね、そんな馬鹿な話ないやり。これをするにあたってですね、法律に抵触するかどうかですね、公金の支出なんだから、やっぱりそれも勉強してもらわなあかんわさ。こんなことやりだしたら、ほかもしてくれ、ここもしてくれ、1,500万円出したらですね、大体年間でいうたら15万円ですか、15万円ぐらいに対して利子補給を50万円ぐらいするということでしょうか、0.5だから。1%やったらさね、これ1%と書いてある。1.6と書いてあるけども、1.1%が実質金利ですと書いてある。本人が払うのは90万円ぐらいか。だから私はいうのは抵触しない、あんた法律家でもないんやでさ、その辺のところちゃんとしておいてもらわんだら、また変なことで訴えられるかわからんで、これ。要するに、そういうことをちょっと詰めておいてください。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

法律に抵触しないかどうかについて、ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、はい。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

まず、農林水産業費の中にですね、ほとんどこれ漁協や何かの制度的な負担金が大半ですけども、出口の部分ね、魚の売るほうの関係についての取り組みというのは、どこに含まれてますか。この多面的にどうかというのはよくわからん。抽象的な名前の中に含まれるのかな。そこをちょっと確認したいです。

それから、91ページ、先ほどから町長がいろいろ何度も言われましたけれども、熊野古道の世界遺産登録10周年の負担金というのが、この間の課別説明では200万円計上してますね。これ実行委員会か何かつくられたという噂があるんですね。10月か11月かそれぐらいにできて、1月になって2回目開いたという話もありますけど、議会には何の報告もないんで、どんなイベントをしようとしておるんかもわからん。誰が、どういう方がメンバーかも、議長聞いておるかどうかわかりませんが、我々何も聞いてない。これ確か副町長が実行委員長と聞いたけども、何をしようとしておるんですか。

それから、この7月1日やね、いろんなイベントやなんかについて、議員の提案聞く必要ないんですか。この中には、例えば熊野古道の管理というか、保守に一生懸命取り組んでおられる議員もおられる。いろいろ個人的に関係しておる方何人もいるんですけども、なぜ議員の提案を聴こうとしないのか、その基本的なところに会長である、仕切っておられる副町長のご意見をお聞きしたい。200万円はそれで何に使おうとしておるのか。

それから、観光サービスセンター、これは今、町民センターの中にありますね。なぜ観光協会の事務所を遠く離れた場所に置いたんか、これは行政側が主導したと思いますよ。空き施設の活用の意図かな。よくわかりませんが、なぜ離れたところで、それで会議が海山でやっている、実働はこっちでやって、私は気の毒に思いますけどね。その辺の考え方をお聞きしたい。管理運営事業という部分でですね。

それから、R42沿道の誘客促進、これ2、3度チラシというか、広報紙みたいなのが折り込み来とったけども、あれ効果あるんですか。編集はどこでやっているんですか。どっかの腕力の強い自治体を中心になってやっておるんじゃないかいう、気になるんですがね。R42を売り込む、取り組むのは結構なことですが、なぜ260号のほうに力を入れないのか。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、水産多面的機能発揮対策事業でございますが、これにつきましては漁業者等が行う水産業、漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、支援する事業でございます。その多面的機能と申しますのが、例えば地球環境保全、藻場の保全とかですね、田園漁村文化の伝承等を指してございます。町内の中では銚子川保全会、また三野瀬活動組織の2つの活動が行われ、町として予算計上させていただいているのが、その活動に対する支援の事務費として予算計上させていただいております。その事業費に、本体の事業費につきましては、各活動組織に国から直接支払われております。

それとですね、議員おっしゃられるその出口の部分と申しますのが、現実的にですね、現在の農林水産業費の中では、直接的には1次産業に対する施策に要する経費として計上させていただいております。ただ、今後ですね、生産者、漁業者等、農業者等含む生産者との話の中で、加工という側面もですね、今後、考えていくべきやないかという意見もいただいております。そういった中でですね、今後、加工という観点からも施策について検討をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、10周年記念事業につきましてですけども、事業負担金ということで200万円計上させていただいております。この200万円につきましてはですね、関係5市町でつくっております実行委員会の負担金ということでございます。ですから、町のほうの実行委員会というのは、また別でございますので、そちらのほうでございます。実際に具体的にどういうことをするかということですけども、10周年のPRをしたりですね、あとホームページ等で広く知らせるといふような事業を行うということでございます。

それから、私どものほうの事業の中では、サービスセンターのことをお聞きになったと思いますけど、なぜ海山区にあるのかと、サービスセンターと違うのかということなんですけども、1つは空き施設の利用ということでですね、あの場所を選定をさせていただきました。活動につきましてはですね、紀伊長島区に限らず海山区広くですね、活動をしていただいておりますので、それで空き施設を利用していただくということで、あの場所を提供させていただいております。

それから、ルート42号のですね、誘客促進事業の中で、旬感通信という冊子をですね、出ささせていただいております。効果につきましてはですね、こういう冊子を出したらですね、こういうのがまだないかということで、ご希望もちょっとあるようには聞いておりますので、一定の効果はあるのかなと思いますし、もう1つはですね、この冊子自体は町内にはもちろん、いわゆる大紀、それから大台、紀北、その3つの各町民に知らせることとですね、あともう1つは、高速道路のサービスエリアにそれを置くことによってですね、こういった事業、行事があるよということをお知らせするという意味合いもありますので、そういうことをつくっております。これ主体的にどこがやっておるのかということなんですけども、紀北町のほうがですね、担当させていただいて、各市町の紙面を割いてですね、つくるということでやってございます。

260号についてはちょっと申し訳ございません。現在、その事業には取り組んでおりません。以上でございます。

中本衛議長

副町長。

下田二一副町長

議員のおっしゃった10周年の実行委員会という話でございますけども、ちょっとややこしいんですが、私が取りまとめをさせていただいているのは、紀北町内だけの10周年の記念事業をどうしていこうかというのを、ちょっと検討始めさせていただいている、その部分でございます。200万円とは全然関係はございません。

予算としては46ページのまちづくり推進総合事業 473万 7,000円、まちづくり推進総合事業、一番右の欄のですね、下から2番目、この中に含まれております。要求額としては300万円です。こちらのほうで検討を始めさせていただいているのがございまして、これからですね、峠とかの保全活動をどうしていこうとか、それから皆さん方に、町外の皆さん方にもっと知っていただくためにはどうすればいいかというところを、皆さんに峠を守る会の方ですとか、そういう方を中心に今、議論をいただいているところでございまして、予算が通りましたらというお話をさせていただいております。

18番 北村博司議員

なぜ、議員の意見を聞かないかということ。

下田二一副町長

ですので、それは峠を守る会とか、関係者の方に今、ご意見をいただいております。それで

実行委員会をつくっております。

中本衛議長

18番 北村君。

18番 北村博司議員

農林水産課長ね、私は歴代の水産課長見てますけれども、あなたぐらいですよ、鯉船が戻ってきても迎える、出るときも送り出す、こんなに熱心なね、課長はいない。非常によくわかっているはず。私ここにね、手元に三浦の地域振興施設の中の検討委員会の中で、積極的に発言しておられますね。武岡芳樹委員としてね、課長じゃなしに。それに対して刺身、鮮魚を扱えという主張されておられる。それに対してね、町長の信頼を措く能わざる、川口准教授は、所管と違う発言をしておられますね。高速道路上に魚あれば客が喜びます。読みますよ。ここで満足してしまえば町中へ行かないと思います。紀北町は魚の町の印象が強く、紀伊長島ブランドを確立されていると思うので、しっかりとPRすべきですと、こういうご発言なんです。議事録ですから、間違いないと思いますけども。

津へ行くと、実はそういう紀伊長島ブランドというのは非常に強いわけですよ。津市の駅前には松阪牛と並んで、紀伊長島漁港直送というでかい看板が掲げている居酒屋なんかがあります。それで水産課長にお聞きしたいんですわ。熱心に最近、若い水産加工業者が熱心に売り込んでいただけてますが、県内や大阪にも出店していますね。それ含めて何店舗ぐらい県内に、今年で、リスト持っておるはずや、あなた調べておった。そういうことをもう少し出口がしっかりすれば、魚価が上がるわけですよ。今まで二束三文だったものが、今、魚によっては値上がりしています。競争が少し激しくなっている。これ大事なことですよ。漁師が潤うんやから、そこへの取り組みをもっとしっかりやってほしいということ。

ここでどうなっておるのかな、この結論で、検討委員会の結論は。三浦の振興施設で魚を扱う、扱わんというのは、相当しっかり議論されておるんだけども見えてない。それを担当課長としてお聞きしたいということ。

それから、これ町長ご覧になったと思うんです。最近、テレビでですね、尾鷲のB級グルメって長時間の特番やってました。何だったと思いますか、尾鷲の代表的なB級グルメ、マンボウ料理ですよ。マンボウのフライとか唐揚げを売り込んでおるんですよ。マンボウはどこの町の魚なんですか。尾鷲でマンボウ料理なんて今まで聞いたことないですよ。抗議すべき話ですよ。放っておいたらね、だから情報発信力が弱かって、そこなんです。テ

レビ局も大手の新聞社の支局も皆尾鷲にある、来ない。見てわかるように定例会、誰も取材に来ない。地方紙の記者はおいでにいただいているけど、NHKなんか最近取材に来たことないですよ。それは行政のサービスが私は不足しておるのも問題だと思います。当初予算の前に記者を呼んで、懇切丁寧に今年はこれをやりますよ、これやりますよと売り込むんですよ、トップが。余計来ないです。情報発信力は熊野、尾鷲に比べて10分の1もないです。申し上げておきます。

それと、どうなんですかね、もう1つは、その観光協会の事務局は不便じゃないんですか、あれ。空き施設を利用するだけなら、今度、地域振興会館というのができるんやで、あそこだったらまだ中間地帯やで、そんなに不便さは少しはあれすると思いますけども、いくらでもあるでしょう、場所は。変えたらどうですか。あれ私はどうも町民センターの図書室の見張役としてあそこに置いたと思いますよ。これはむしろ当時の総務課長に聞いたほうがええわ、中場支所長に。そういう発想だったような私は憶測しておるんですがね。いかがですか。

それと副町長、是非、機会を見て議員の提案聞いてください。素晴らしい意見持ってますよ、皆さん。10周年のね、何をするかって、決まってから、はい、どうぞでしょう。それではあかん。せつかくのアイデア生かせませんよ。私の近くに一生懸命ずーと指定のときから頑張ってこられた議員さんおるじゃないですか。誰とは言いませんよ。ほかにもいらっしゃいますよ。いかがでしょう。

中本衛議長

下田副町長。

下田二一副町長

10周年のアイデアにつきましては、私のほうにおっしゃっていただければ、実行委員会のほうです、紹介させていただきまして、採用させていただけるところはさせていただけるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、いろいろとですね、尾鷲市とかいろいろなこととお話いただきました。今のです、議員の意見もですね、何も聞かないというわけではないんですよ。ここに見える、おそらく議員がご指摘される議員も一緒なんですけども、町民としてでもですね、いろいろなど

ころで意見言っていたいで、活動してもらっています。ほんこの間もそういう守る会でも活動もしていただいています。そういう事実も知ってます。そういう場でも話もします。何も会議の場だけがですね、私は意見の言う場ではないと思います。先ほどおっしゃった議事録ございます、地域振興の。あの前も後もいっぱい会議した中で、そこが実行委員会の中での議事録ですので、議員おっしゃっていることも事実なんです、その部分はね。ただ、前後でも一生懸命やっていますんで、そこら辺はですね、ご理解いただいて、それから議員の皆様もですね、こういう議会や会議ばかりじゃなしに、我々は議員の皆様が町民の代表だという中でですね、やっていますんで、いつでも担当課へ行っていただいて、おいこれはこれやあれやって言っていただければ、もう会議に入るまでに随時こうご意見取り入れられるところは取り入れていきます。これは議員であろうが町民の皆さんでも一緒なんで、そこら辺はですね、ご理解いただきたいなと思います。

それと、マンボウにしてもですね、海でそれぞれの網に入りますので、使うなよとか言うわけにもいきません。ただ、情報発信についてはですね、議員おっしゃるとおり、これからも地域振興施設なんかできるわけなんですから、そういうものをしっかりやっていきたいし、その生のお魚の話もですね、私も食堂やっていました。そういったもので生の魚をどうやって売っていくかという話もですね、地域の振興施設のつくりにも大変大きく影響します。これはお魚らんどでも経験していますんで、そういった中で売り方等も考えていかなければいけない。これは運営の中でやっぱり考えていくべきことだと思いますので、もしご意見あったらですね、その辺も熱心な方たちのご意見も議員通じてでも本人でもよろしいで言っていただければ、そういうことを運営していく団体の中に、ご意見としてお話していきたいと思います。

ただ、我々としても一生懸命、この紀北町を売り出す、例えばマンボウで確かにどっかのテレビで取り上げていただいたかもわかりません。近隣の市町がですね。しかし、我々もBS朝日で、僕らの地球で、銚子川をしていただいて、もう本当に環境を守っていかなければいけないと、逆にですね、そういったものまで考えなきゃいけないほど、人がものすごく来ていただけます。だからそういう問題で、これも副町長トップなんですけど、銚子川のそういう環境なんかもね、守る対策のチームをつくって、今、検討しているところでございます。

ですから、我々は確かに情報発信の仕方は下手かもわかりません。でも、一生懸命やっていますんで、もしこういう発信の仕方があるよというのが、議員がございましたらですね、

担当課なり私に言っていただければ、一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、議員ご指摘のとおりですね、長島の市場でも町外に拠点を持つ仲買人、また町外へ販売を主にする仲買人の方がたくさんみえます。その方々の顧客ということであれば、県内におそらく相当数の数があるかと思いますが。その顧客と申しますのが、飲食店が主であろうかと思いますが、ただ、現時点ではですね、私のほうからその顧客リストについてですね、入手するとか、そういったことには至ってはおりません。

ただ、ある意味ですね、そういった町外の顧客、県内の顧客ということであれば、その飲食店ということに限定したとしても、それはある意味、紀北町の小さなアンテナショップというふうな考え方もできようかと思いますが。そうしてまた長島港、引本港、島勝漁港におきましても同様にですね、漁獲物等を見てもと少量多品種というふうな、我々最近よんでおりますが、そういった漁獲の状況でございます。そういった少量多品種の魚を持って、仲買人の方がですね、商売がしやすいような状況、そういったことの支援についてもですね、今後、商工観光課と連携しながら、また紀伊長島水産加工業協同組合という組織もでございます。そうした組合等もですね、連携を密にとりながら、今後、加工等も含めた中で、そういった支援ということも考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

観光サービスセンターとですね、海山区のほうの町民センターとのですね、距離がちょっとあるということで、不便ではないかというふうなご指摘でございますけれども、確かにそういった部分もあるかと思うんですけれども、今後ですね、高速道路も延伸してですね、時間距離も相当短くなるということもありますので、そういったことで、かなり近くなるのかなと思いますし、また、もしですね、観光協会さんのほうからそういったご指摘をいただいたならば、少し考えさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

中本衛議長

18番 北村君、最後です。

18番 北村博司議員

農林課長、本当はリスト用意しておる、持っておるはずやけども、私は市外で、町外でね、出身者ですよ。手広く県内のいろんなところへ売り込んでおる、そのの経営者をお願いしたら、出身地の町のお役に立つことやったらリスト提供しますわと、はっきり言いましたよ、私に、約束しましたよ。多分持っておるんじゃないかと思うけど、まあよろしいわ。

それと、この間、おかげ横町へ行ったら、町内の出身者、大規模な店開いてますね、最近。最近っていつか知らんけども、いつから始めたんかは。本当にアンテナショップですね、あれ。確認されておるでしょう、おかげ横町へ開いたね、店の名前言うたら大半の人は知っておるやろけども、それぐらい町外で取り上げられているのに、私は、情報発信力が弱い。それでこれはね、町長考えなあかんですよ。スタートがね、同じことをやろうとしてスタートがね、十歩も二十歩も前からスタートするんですよ、尾鷲、熊野は。これは特にテレビが全部、全局が拠点を持っておるといこととでね、ここへ来ないんです、来ないんですよ。だからそういうリリースする機会、私個人で何度もつくりましたけども、庁舎こっちへ移ってから。来ないですよ。来ない。それで手近な尾鷲で起こることは5分か10分で、中身は遥かにこちらのほうが重くて、良いことでも向こうを取り上げます。だから何十歩もスタートが最初から制限されているんですよ。そういう意味でリリースすれば取材に来るもんじゃないんですよ。私は元業界の人間ですから、それだけ丁寧な扱いをしないと、最近の記者はガソリン焚いて走りません。そこをよく認識されてですね、今後は情報発信力を強化するためには、そういう意味ではトップセールスが必要ですね。こうやって見ても誰も来ないですね。何にも議会の予算の活字ったら、ペーパーで写すだけですよ。そういう実態だということをよくご認識されて、今後はトップセールスが必要かと思いますが、いかがでしょう、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

記者にですね、来てもらうとかじゃないですけど、いろいろな意味でのトップセールス、やっていかなければいけないと思います。記者の方がですね、見えないということは円滑に議会も回っていただいているんじゃないかなと、そのようにも思いますが、それは別と

してですね、トップとしてやっぱりどんどんやっていかなければいけないと思ってますし、私もどんどん出かけるところへは出ていきたいと思います。

ただ、記者の記事、そういう新聞社等の問題と、また観光とかそういうのでこうトップセールスなりPRしていくものとは、またちょっと違うと思いますんで、記者の分野はですね、議員がよくわかってますんで、良かったら昔のコネでですね、おい、来いや、うちへって言っていただければありがたいなと思いますんで、どうかよろしくお願い申し上げます。

中本衛議長

はい、次、13番 平野隆久君。

13番 平野隆久議員

92ページの観光費の委託料ですね、ここで前から、きほくラブめし 160万円、今回も出しているんですけども、最初やられるときにね、これは大変良いことだなというのは思っておるんですけども、前回は、たまたま優勝者が、他所の方ばかりでしたんで、せっかくね、町としても企画出していますんで、いかにこのイベントだけで終わるんじゃなくてね、やっぱり地元経済にどんだけ波及するかということも、合わせてやっぱり考えてほしいなと思うんです。その点は、観光協会がやっておるにしても、町のほうからもちよっとそこら辺も助言を出してね、やっぱり経済に今後、そこで賞をもらった方たちの、いうたら食べ物かね、他所から来て食べられるような仕組みづくりをして、そういう経済に発展していくような仕組みづくりも必要だと思うんです。

前回ね、たまたまそういうこともあったんですけども、今後ね、やっぱりそこら辺も合わせてね、方法論考えていただきたいなと、そういうことも助言しながらね、していただきたいということの答弁と。

あと、もう1点、次の緊急雇用創出事業で地域人づくり事業ね、これ緊急雇用の雇用のほうで人件費ということで出しておると思うんです。これは前からも出しておると思うんですけども、同じものなのか、それとも別のものなのか、その2点について答弁求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、ラブめしの件でございます。議員おっしゃるようになりますね、当初の目的としましては、そのイベントの一過性に終わらずにですね、そこで優勝したものがですね、地域内で

食べれて、それを目的にですね、他所から人が来ていただくというのが趣旨ということでさせていただきました。去年はですね、鰹のカツ丼ということで、非常に発想としては面白い発想なんですけども、それが実際に商品化につながっておるかというところ、ちょっとやっぱり疑問な部分がありまして、ただ、1回目の渡利牡蠣のひつまぶしなどはですね、もちろん開発したところでも食べられますし、また道の駅でも食べられますし、また紀伊長島区のほうでもそういった店でですね、提供していただいておりますので、ある程度、効果が上がっているのかと思います。今後ですね、そういった商品化に向けてですね、観光協会とも一緒になってですね、町内業者の方、飲食店の方々にお願いしながら広げていきたいというふうには考えております。

それから、緊急雇用の創出事業、地域人づくり事業でございますけども、これまであったですね、緊急雇用とは若干違っておりまして、目的としてはですね、1つは今回の事業としては、人を雇用するというのが1つなんですけども、その大きな目的の中にはですね、その雇用した方々がですね、いろんなスキルを身に付けることによって、その方が次の就職につながるような、そういったことをしなさいというふうなことでの事業でございますので、これまでのとは少しハードルが高くなっているというのが現状でございます。以上でございます。

中本衛議長

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

まず、1点目のきほくラブめしね。今、言われたようにね、そういう方向で最初やられたと思うんです。それで、僕も見ておって、その1回目がね、そういう意味でも良かったなという感じがしましたんで、その次の、昨年度はね、そこら辺が見えてこなかったんで、余計残念に思いましたもんで、やはりもともとのそういう趣旨に基づいてね、今後、やっぱりそういうことを重きにおいて、今後、進めていただきたいというのがありますんで、課長答弁ありましたように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2点目の人づくりなんですけども、これも今までね、雇用してそれでチョンというようなきらいもありましたもんで、やはり人づくり、やはりそれで人づくりができれば地元に残っていただいて活動していただくというのが本来なんですけども、そこら辺も含めてね、やっぱり人づくりということで緊急雇用しますんで、その点も十分含めて活用していただきたいと思ひますんで、最後にその点について答弁求めます。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、ラブめしの件でございますけども、議員おっしゃったようにですね、何とかそれをですね、高速道路の開通もございますので、それで目的地となるようなですね、1つの施策として、これからもこう頑張っていきたいというふうに思っております。

それからですね、緊急雇用につきましてもですね、これまではそういったハードルはそんなにほど高くなかったんですけども、これからは高くなるということで、今回、雇用した方がですね、本当にスキルを身に付けて、地域で働けるようなそういった人材をですね、雇用しまして、残っていただけるようなことも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中本衛議長

次に、8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

これもですね、新設の事業というか、今年、立ち上がる事業やもんで、先ほども収入のほうでお聞きしたんですけど、84ページですね、みえ森と緑の県民税市町村交付金事業ですか、これ 160万円という格好で上がっておるんですが、先ほどですね、これは県ですね、税金として当町でも7百数十人が年間 1,000円の税を払うと、そして企業はですね、2万から8万円の範囲のものを税として支払うと、で、その市町村の交付を受けてやる事業だということで、先ほど収入のところですね、当町への交付金はですね、1,336万2,000円ということをお伺いしました。今度はですね、これの使い道なんですけどもね、ここに 160万円ということでお上がっていると思うんですけど、この 160万円だけなのかどうかね、金額の割にこれ少ないもんですから、その辺ですね、出のほうについてお伺いをします。

中本衛議長

農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

平成26年度における、みえ森と緑の県民税市町交付金を財源とする事業といたしましては、先ほど議員おっしゃられました 1,336万 2,000円の事業を予定してございます。そのうち

基本配分枠といたしまして、人家裏山林危険木伐採事業に 100万円、この事業は自治会などが実施する人家裏などの危険木の伐採等に要する費用に対し、その8割を補助しようとする事業として考えてございます。

同じく基本配分枠といたしまして、集落周辺森林整備事業、これは里山整備という観点から考えております。この事業に40万円、この事業につきましては、地域住民、NPOなどが実施する集落周辺等の荒廃森林の風倒木の整備、草刈り等に要する費用に対して全額補助しようと考えております。

同じく基本配分枠といたしまして、森林環境教育事業20万円を予定してございます。この事業につきましては、森林組合、NPO、林業事業体等が実施する森林環境教育等に要する費用に対し、全額補助しようと考えておる事業でございます。これらを合わせまして、林業費で計上させていただいております、みえ森と緑の市町交付金事業 160万円でございます。

それと、合わせてですね、基本配分枠の 475万 5,000円と、特別配分枠の 700万 7,000円を合わせた 1,176万 2,000円をもちまして、公共施設木造木質化事業とさせていただきまして、紀勢自動車道地域振興施設の木製備品の整備に要する経費として考えてございます。これらをトータルいたしますと、基本配分枠、特別配分枠を合計した 1,336万 2,000円になろうかと思っております。以上でございます。

中本衛議長

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

はい、よくわかりました。

もう1点ですけど、92ページのですね、観光振興推進事業 2,833万 8,000円、これですね、予算説明書の96ページに載っておるんですが、その中でですね、熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーン 105万円と、それから魚飛溪谷のPR看板 300万円が計上されておるんですが、この10周年キャンペーンというのは、どういうキャンペーンをやられるのか。そしてPR看板はこれ魚飛ということ掲げておるんで、かなり具体的になっておるだろうと思うんですけど、どのような看板を設置されるのか、お聞きします。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

キャンペーンにつきましてはですね、過去から高速道路の延伸に伴いまして、毎年といたしますか、ほとんど行わせていただいております、今年はですね、平成25年度におきましても海山区と紀伊長島区、いわゆるインターですね、海山インター、紀伊長島インターがつながるといことです、そういったキャンペーンも実はしております、少し延びましたので3月に入ってから、そういったキャンペーンを行わせていただいております。

具体的にどのようなキャンペーンかということなんですけども、これまでにやってきたものにつきましてはですね、いわゆる町内に下りていただいて、それでスタンプを押していただくとか、あるいは消費をしていただく、そのレシートを持って来ていただいたときにですね、それで応募ができるというふうなことでやっております。今後、その具体的なやり方については、観光協会さんとも詰めますけども、基本的にはそういうことで、何か町内に下りていただいたときに、何かインセンティブを与えるというふうな事業を考えております。

それから、看板でございますけども、1つはですね、昨年、非常に銚子川たくさんの方が来ていただきまして、その影響でですね、宇山のほうの交通量が非常に増えたということがありました。それでですね、非常にこうご迷惑をおかけしたということもありましたので、今回ですね、この看板を1つは驚下側から誘導するものにしたいということと、それからそういった魚飛溪谷とか銚子川がありますよということですね、ほかの施設も含めてですね、案内したいということで考えておまして、場所的にはですね、相賀神社のあたりでですね、設置できないかということで今、考えているところでございます。以上でございます。

中本衛議長

玉津君。

8番 玉津充議員

はい、看板の件よくわかりました。

相賀神社と言われるのは42号線のことですね。

それから、10周年キャンペーンのこと今、伺ったんですが、今までもやってきた続きのですね、継続なのか、10周年として特別新規の事業なのか、その区分を教えてください。最後にそれだけお聞きします。

中本衛議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

継続的なものということは継続的なものなのですが、ただ、10周年って非常にこの地域にとってはですね、人を呼ぶ絶好の機会ということもありますので、このキャンペーンがですね、10周年記念キャンペーンとして、どんどんPRしていくという意味ではですね、ほかの10周年事業も含めてございますので、それらを合わせたうえで、この地域をPRしていくと、そういうふうなツールとして使っていきたいというふうに考えております。

中本衛議長

ほかにごいませんか。

中津畑君、時間が少し超過しましたので、休憩をとらせてもらってもよろしいですか。

14番 中津畑正量議員

はい。

中本衛議長

ここで、4時05分まで休憩といたします。

(午後 3時 50分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 4時 05分)

中本衛議長

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

14番 中津畑。1点だけお聞きします。93ページの土木総務費で、地籍調査事業が787万9,000円計上されております。これは何年前からか、ずっと継続してやっている事業ですが、今、進捗状況としてはどれぐらいまでいっているのか。それによって、あと何年ぐらいか

かるのかということの中身を聞きたいわけですが、その点を1つよろしくお願いします。

大変地道な事業ですのでですね、しかし、大事な事業でもあります。そういう意味で、ぜひ今後の見通し、明快にお答えいただきたいと思います。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

これまでの進捗率ということでございますけども、海山区におきましては、平成14年から平成25年の12年間で66haを着手しております。場所につきましては、朝日町、桜町、汐見、本地、相賀など、事業費といたしましては5,720万円あまりを使っております。

紀伊長島区におきましては、平成15年から平成23年度の9年間におきまして、29haを実施しております。場所といたしましては、中ノ谷、江竜、事業費といたしましては1,300万円でございます。

この事業につきましては、まだまだ14年度から始まったばかりでございます、これからはですね、永久にというんじゃないですけども、土地の不明地がある限り、続いていく事業であると考えております。

中本衛議長

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

私も想像はしておりました。大変地道な事業であって、しかし、境界、民地との境界や、はっきりしてないところをきちっと測量していく点では、今、何人でこれは事業を行っているのか、それは2組にしたら、倍早くできるんでしょうが、そんなに急いで、急がないかんというようなところがあるかと思えます。しかも、いろんな問題も出てくるかと思えます。地権者との間で。そういう意味で、今は先の見通しが立たない場合、まだずっと先が遠いということで、よろしいんですか。

中本衛議長

建設課長。

上村康二建設課長

現在はですね、1名の職員で担当しております。議員さんご指摘のように、2名になれば早くなるのかもしれませんが、今も相賀のほうだけをですね、やっているわけで、1人でちょっと地道っていうんですか、やっております。はい。

中本衛議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、101ページ、消防費から134ページの給与費明細書までの質疑を許します。

16番 平野倅規議員。

(「議長」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

平野君、ちょっとだけ時間ください。

先ほどの課長が訂正したいところがあるということやもんで。

環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

すいません。先ほど、RDF運搬委託料の、委託先でございますが、ちょっと会社名を、株式会社というのを有限会社に改めるということで、それで、正式名はちょっと言いますので、有限会社紀伊長島環境整備産業、それから、海山のほうは有限会社尾鷲環境開発でございます。大変ご迷惑かけまして申し訳ございませんでした。

中本衛議長

以上のように訂正させていただきますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

平野議員、失礼しました。よろしく申し上げます。

16番 平野倅規議員

102ページのね、地震津波避難路等整備事業のうちの、これ中州の津波避難タワーに関連した事項なんですけども730万円、これはボーリングとか設計図も含まれた金額で、730万円というふうに記載しておるんですが、あの地域は長島の人みんなご存じのことと思うんですけども、地盤がわりかし昔からの海を埋立したような土地でございますので、このボーリング調査を、先ほど危機管理課長にお聞きするところによると、ボーリング調査は地元業者で十分やれるとかというようなこととお聞きしたんですけども、私の知っておる限りでは、この地元業者にボーリングする業者が、該当する業者はおらんとするんですね。それと、730万円のうちボーリング調査の金額はいくらで見積もっておるのか、設計はど

ただ見積もっておるんかということは、これには含まれておらんのですけども、はたして730万円でボーリング費用と、13mの避難ビルの設計図うんぬんができるんかどうかということも疑問に感じるわけなんですけども、その730万円でできれば内訳、ボーリング費用はだいたいどれぐらいかかるんか、設計等に関してはどれぐらいのものがかかるんかということ、まずお聞きしたいと思います。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

ただいま平野倅規議員のご質問にお答えいたします。

この委託料につきましては、103ページですね、委託料の中の設計管理委託料890万円の中ですね、730万円でございます。この730万円の内訳といたしまして、設計費としましては、約490万円、地質調査等につきましては240万円程度を見込んでおります。先ほど、ちょっと議員にお話しました地元業者でできるのではないかということなんですが、この辺につきましてはですね、発注の仕方等含めてですね、今後、検討していきたいと考えております。

中本衛議長

平野君。

16番 平野倅規議員

ということは、だいたいの金額と、私は感じたんですけど、はたしてそのボーリング、200万円のボーリング費用は、はたしてそれでやれるんかということは、まず疑問で、この200万円のボーリングはさ、どういうふうに見積もった、見積もって200万円というようなボーリングをしたのか。これ果たして疑問やわな。なんでか言うたら、あそこはさ、長島の人知るとるように、海を埋め立てたところで、どこまでいったら岩盤あるかどうかも未知数や、元海やったと、ということは私は、この質問したということは、ボーリングが一番大事なことやと思うんです。15mのものを建てようと思ったら、それをいくら建設省のさ、設計でボーリングやった、有名な業者でも、皆さんご存じのように、インターのボーリングで失敗しとるんですよ。5億も6億もやり直ししとるわけや、はたしてこれ当町もこのようなボーリングで失敗して、15mのものを建てたわ、なあ1億円もかけて、それがもしボーリングが失敗でした、建て替えますというようなこと、できんと思います、財政的にも。国交省はできたかわからん。見本あそこにあるやないか。何も考えでもええん、見本

みたらええ、あれもうちょっと岩盤下げたら、岩盤あったんや、それをお前、業者がそのボーリングの調査によって、した結果がああいうふうになって、やっと3月30日に開通というふうになったわけです。

見本があるで、このボーリングに対しては町長、真剣に考えないかんと思うんですよ。人命、3百何十人の人があそこへ入れるものをつくるのに、200万円のボーリングで一番大事な基礎部分を、200万円でできるんか。それではたして基礎を、もしボーリングした後の基礎を、1億円ぐらいかかるものを、たかが200万円のボーリングしてさ、いくらや、あと設計もあれも含めて730万円で、はたしてそれはできるのかな。それで、あんた15階までをこの前、全協で聞いたけども、年寄りもなにもかも、歩いて階段をのぼって13mいかないかんわけです。これはちょっと大変若い人でも、一気に津波が来た時に、一気に逃げるのに15mをよう、この中の人で15m駆け上がる人おるかな。それだけ考えてもさ、怖いような話やさ。

それで、またよっぽど15mにおいて、地理的などこで、15m立ち上げた時に、よっぽど下はがっちりしとらな、あれやよ、もう地震の揺れでも傾いていくよ。やっぱりそういうふうなことやで、慎重にさ、このことはものすごく賛成です。賛成やけども、物をつくるに対してはさ、見本があるんやで失敗した、それを重要視して考えていってもらいたいということが、私の希望なんですけども、その点は町長、あんまりさ容易的に考えんと、真剣にさ、基礎部分はがっちりして、もう津波きたとき、そこへ逃げて、人命をさ、どうしても助けてあげたいという信念でもって、このことを運んでいただきたいというのが、私の願いなんですけど、その点に関して、町長、真剣にどうぞお答えください。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。大事な命を預かる津波避難タワーでございますので、その部分についてはですね、しっかりと調査もして、それに見合う津波波力ですね、そういうものに見合う施工をしていただきたいと思います。そういう意味ではですね、慎重に取り組むように技師にも申し伝えますし、また、1億円といった費用がですね、地盤の関係で1億2,000万円かかるやもしれませんが、私はそれでもやっていきたいと思しますので、議員の皆さんおっしゃるように、しっかりとしたものをつくっていききたい、そのように思います。

中本衛議長

平野君。

16番 平野倅規議員

広い気持ちでさ、ご理解いただきまして、ありがとうございます。できる限り地元の人も喜ばれるようなものをつくってあげてください。地元の議員の方も、ここにね、みえることやし、私が言うべきことやないんですけども、地元議員の人には申し訳ないですけども、一応心配したもんで、発言させてもらたということです。ですので、どうぞよろしくをお願いします。

中本衛議長

答弁よろしいですか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

128ページですけどね、この前も一般質問で言ったんですけどね、時間外の年間3,000万円、これ今、町や村によったら時間外をなくすというような、町村にもいろいろ出てますけど、これ毎年3,000万円という、4年に1回、今いう避難タワーができるんですね、1億2,000万円、それへ光熱費とかなんかですると、3,000万円ではおさまらんとするんですけど、また、今回、去年かな、なんかパーセンテージ、時間外のあれも上がったようにも聞き及んでおります。

町長できるだけね、この時間外を少なくしてさね、こんな3,000万円という、1時間普通我々ですと、1万円のあれやったら1,250円やけど、1,500円にしても、2万時間、残業するということですよ。それで、いろんな時間とか日にちによると、1日12、13人は余分に使っておるとことですわ。2万時間を8で割って、2,500日になると、1人200日ぐらい働くと12、13人、余分に職員を使るとというような状態なんですけどね。これ光熱費とか何かは抜かして、0とは言いませんけどさね、できるだけ少なくして、するような町長の方針でさね、やはり何とかそういうような方向でいかんと、一般町民はなかなか仕事もなしに、大変なことで、町だけが寒いときは暖房、暑くなってきたら冷房とかで、これは大変な仕事で、職員の方も大変だと思いますけどさね、一般町民から見ると、少しかけ離れていると思いますけど、町長、今後やはりまだ例年ずっと3,000万円ずつしとんのですけど、どうですかね、やはり町長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、時間外については大変厳しく管理をしております。各課の課長、それから副町長のところへ提出したりとかですね、そういう中でもですね、以前もお話させていただいたように、約40人近くの方がですね、ベテランが辞められて、変わったりと、やっています。そういう中で、我々としては今、人員適正化計画を行っている中でですね、そこは大変難しい部分、合併後、減らして減らして減らしてきた部分もございまして。議員おっしゃるように、じゃあもっと多く雇ってでもね、やれるんかという問題もございまして、いろいろ我々としては残業を減らすための、いろいろな努力をしておりますが、どうしても繁忙期っていうんですか、大変忙しい時期等が重なったり、いろいろあります。そういった仕組みにつきましては、総務課長のほうからさせていただきますが、私としてはできる限り残業を減らすようには、総務課長はじめ申し伝えておりますが、なかなかこの時間外というものはやっぱりこういう予算計上しなければいけない状態ではございます。

中本衛議長

川端議員。

15番 川端龍雄議員

総務課長はちょっと答弁長いもんでね、あれやけどね、町長、そのね、これ仕方ないというようことじゃなしにね、何とかこのね、やはり少なくするというのかさね、いろいろな方法あると思うんですわ。時間遅くまでしたら、朝ちょっと遅らすとかさね、いろいろ前、玉城町では前も言ったように、大変熱心で、年間1,500万円も2,000万円も時間外を減らしたとか、という実際の例もありますしね、そこのところをもう少しやはり町長積極的に、ちょっと取り組んでいただきたいと思います。何とかね、やはりこれは職員の方には申し訳ないですけどさね、やっぱり一般の住民の方と、いろんな目で見るとさね、大変いろんな隔離っていうんか、いろんな差があると思いますのでさね、その辺、十二分に考えて、簡単にちょっと総務課長、言いたそうだから、ご答弁を。

中本衛議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

すいません。えらいいつも長くなりまして、すいません。長くないようにしたいと

思うんですが、まず議員にお答えします。本年度ですね、ここの時間外手当のところ2,700万円ということでございます。そのうちですね、議員、前にもご指摘いただいたと思うんですけど、総額の枠として4.5%をみとる金額につきましては、約2,000万円でございます。それから、あとは先ほど福祉の臨時給付事業とか、そういったもので特別な枠でしている部分が180万円ですとか、選挙ですとか、そういったものを合わせまして2,700万円になると。どちらにしても高いじゃないかということだと思います。そういうご指摘なんですけど、今ですね、特にできるだけ時間外を、時間数をですね、減らす努力というのは、町長言われましたようにやっておりますで、例えば前々からやっております、土日が出た場合の代休ですとか、そんなんをはじめまして、5時15分から6時までは必ず休憩時間をとって、6時から遅くなっても、やっぱり10時までには終わるように、仕事の段取りをして、それをもし超えてしまう場合は、先ほど議員が言われましたようなフレックスタイムで、休みをとるようにとか、そういったことでですね、時間外の承認につきましても、5時までに私と副町長に必ず承認をとるというようなことで、できるだけ心がけておりますので、どうか1つご理解いただきたいと思います。

中本衛議長

川端君。

15番 川端龍雄議員

総務課長、2,700万円いうてもね、また補正補正で3,000万円、やっぱり昨年3,000万円になつとるんやからね、昨年度の時間外、前年度3,000万円になってますしさね、やはりそやから、できるだけね、補正で上げんと、下げるぐらいに、十二分に町長もそのようにしてくれると思いますので、期待していますので、ありがとうございます。

中本衛議長

他に、12番 松永君。

12番 松永征也議員

110ページの幼稚園管理運営費について、お聞きをしたいと思うんですが、昨日のですね、行政報告をお聞きしましてもですね、引本幼稚園ではですね、平成26年度の応募者は1人であったということなんですね。子どもの絶対数は減っているのは事実なんですけどもね、現在の幼稚園のですね、運営なんですけどもね、退園時間が午後2時頃、早いんですね、保護者のニーズにですね、応えているかどうかなんですけどもね、共働きをされている保護者なんかはですね、幼稚園へ入れたいけども、行かせないんだという話もですね、よく

聞くわけなんですけどもね、現在の小学校で導入しておるような放課後児童クラブ、そのような事業をですね、考えられないのかどうかね、その辺をお聞きしたいと思います。

中本衛議長

教育長。

安部正美教育長

お答えいたします。その件につきましては、私たちも十分認識をしております。それで、今年度はよその町にもちょっと視察にも行かしてもらいました。ただ保育園というのがありますので、その経営しておられる方、保育園の事業を圧迫してはいけないということが1つあるかなと思います。ですから、そこら辺をうまく調整できるんかどうか、26年度には教育委員会としても議論をして詰めていきたいなど、そういうふうに思っております。以上です。

中本衛議長

松永君。

12番 松永征也議員

町長のね、施政方針をみましてもですね、少子化対策、これを重点施策にもしておるわけなんでね、町営の施設からですね、率先してね、こういうことをね、進めていかなければいけないと思うんですね。聞きますとね、松阪市なんかではですね、4時半から5時頃まで預かっておるといふ幼稚園が多いと聞いておりますので、どうか1つ検討をお願いしたいと思います。

中本衛議長

教育長。

安部正美教育長

お答えします。そういうことを含めて検討させていただきたいと思います。

中本衛議長

次、3番 樋口君。

3番 樋口泰生議員

3番 樋口です。すいません。103ページお願いしたいんですが、説明の中に雨水排水対策調査事業650万円が記載されておりますけど、これのですね、調査箇所、以前にも聞いたような気がしますが、改めてですね、調査箇所と、それとその後ですね、今後の調査した後の執行部側のですね、事業計画といいますか、年度をまたぐ、今年度に関してはこれ

だと思いますが、来年度以降のですね、方向性について答弁をお願いしたいと思います。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

樋口議員の質問にお答えいたします。雨水排水対策事業につきましては、平成25年度の補正でですね、相賀地区で予算をお認めいただきまして、25年度、26年度の2カ年でやる予定でございます。25年度につきましては、調査事業を行いまして、26年度につきましては、基本計画を策定という段取りで進める予定になっております。

それと、出垣内、山本地区につきまして、26年度で調査事業を行いまして、27年度以降でですね、基本計画を考えていくという計画を持っております。この計画、基本計画の中でですね、その地域にとって雨水排水をどのように処理していったらいいかというようなことの答えが、ある程度見えてくるかなと思いますので、それを踏まえてですね、庁舎内です、関係する課と調整をしていくということで進めたいと考えております。以上です。

中本衛議長

3番 樋口君。

3番 樋口泰生議員

すいません。今、相賀地区と出垣内地区のお話、特に湛水防除の関係だと思うんですが、山本地区というのは、入ってないんでしょうか。すいません。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

すいません。出垣内、山本地区ということで、出垣内と山本地区を合わせて26年度、27年度でやる予定にしております。ただ、ちょっと地域が広いものですから、2カ年で終われるかどうかちょっと今のところ、まだ不確定のところもございますので、26年度、調査をやった段階です、27年度の事業をみてですね、2カ年で終われるかどうか、その辺も判断していきたいと考えております。

中本衛議長

3番 樋口君。

3番 樋口泰生議員

相賀地区におきましては、平成16年の豪雨の関係で調査、もっと早く進めていくべき点かと思うんですが、前者といたしますか、他の議員さんもおっしゃったように、出垣内地区とですね、山本地区に関しましては、高速道路開通延伸に伴いましてですね、今まで遊水池であった田んぼとか畑がですね、どんどん減っておりますですね、そういった点からも、予期せぬ、今、異常気象が大変頻繁に起きておりますので、そこら辺も考慮してですね、前倒しとは言いませんが、早いことですね、そういった点への現状の排水機揚のですね、キャパ、いわゆる容量と言いますか、キャパがオーバーフロー気味に感じられますので、そこら辺の対策をですね、早く打っていただきたいというのを要望いたしまして、答えをお願いいたしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の気持ちはですね、十分わかっております。そういうことで、今、議員も先ほどの前者議員にも答えたんですけど、湛水防除という形の排水機揚になっておりますので、どうしても緊急の雨水対策についてはですね、24時間でその水を汲み出すというような農業用の施設でできておりますので、ただこれをですね、今、危機管理のほうで取り上げてもらうことになったのは、1歩も2歩も前進だと思います。今までは農業の中で、修繕だけでやるという、今回、施政方針でお話させていただきましたけど、県営のほうで機能診断というものを、6箇所やっていただきます。この26年度。

それで、今の機能はどうなんや、機械はどうなんやというのを調べていただくんですけど、全体的な更新ですね、もう変えるということにつきますと、今のように調査して計画してですね、それに対する貯水池の大きさとか、すべてが変わってきますので、そういう意味からするとやっぱり多少お時間いただきたい。

それと、トン1億と言われるようなお金がですね、今の段階では補助金が、この危機管理で扱うのはですね、大変厳しい状況なんです。単費ですべてやらなきゃいけないか、起債がきくのか、そういうものは副町長がですね、県とも詰めていただいて、財政のことを詰めていただいて、しかし、なかなか良い財政の手当がないということが事実です。

議員おっしゃるように、十分そこら辺が認識したうえで進めておりますので、できる限りそういったものを着実に進めていきたいと思っております。はい。

中本衛議長

次に、ございませんか。

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

13番 平野。1点だけお伺いします。102ページ、危機管理の部分なんですけども、災害対策費の中で防災行政無線管理事業ということで567万円、150台ということで計上されているんですけども、この防災無線については戸別受信機とはまた違うんですか。その点について答弁求めます。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

平野議員のご質問にお答えします。

この戸別受信機につきましては、防災行政無線のものでございます。

中本衛議長

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

これ150台ということなんですけども、以前から使っている戸別受信機の補充なんですか、それとも別個のものなんですか。前のね、機械なんかは割と不具合が出てますんで、その点、結構町民の方々から不具合が出ておるということも聞いてますんで、同じものを150台追加なのか、その点について、まず答弁ください。これ3万7,800円ですね、1つね。ちょっとその点について答弁求めます。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

おっしゃるとおり、この機械につきましてはですね、防災行政無線の従来からのものがございます、現在ですね、もう生産自体が止まっているということもございますので、これにつきましては、新しいものを今探してますけれども、なかなか新しいものがないということでですね、従来のものを在庫を今集めているというような状態でございます。

中本衛議長

13番 平野君。

13番 平野隆久議員

3回目ですもんで、ということは、生産中止だけでも在庫品を 150台、今集めているという現場なんですか。そうすると今までの不具合に関してのものと、例えば出た場合はそれを補充するのか、それとも新規として 150台を補充するだけなのか、今後のこの展望ね、つまり 150台これ入れて今の現在の状況だと、このままの継続してその場しのぎのような状況になっていくと思うんですけども、生産中止の場合はその不具合のものが修理できるのかどうか、今後ともね。その点について、今後のこともありますんで、今後の展望も含めて答弁を求めます。

中本衛議長

危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

不具合が出たものにつきましては、町のほうでですね、それを取り寄せ、持っていただくなり、こちらが出向きまして、修理が可能なものは修理をする。それと引き上げてきたものでもですね、新しいものと交換をいたしまして、それ自体もまた業者のほうでですね、修理が可能なものは修理をかけるような形で、今進めております。

できるだけ現在の在庫を、できるだけ使ってですね、その防災行政無線の戸別受信機自体がですね、使えるような状態をできるだけ長く持たせていきたいというふうに考えております。ただ、生産が中止になっておりますので、これに代わるものについて今現在、検討はしておりますけれども、全く同じものはないものですから、その辺についてどのようなものが適切か、あるいはこの防災行政無線自体をですね、デジタル化にしないといけないということもございますので、そちらのほうの検討もですね、含めてですね、どのように取り扱っていくかというのは、今、課内では検討を進めているところでございます。

中本衛議長

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

ちょっと議長に確認しておきたいので、その3回質問あるでしょう。1回質問して回答してもらって、その1回目の質問と違う質問しても別に構わんわけですね。項目が。

中本衛議長

一括して、一番初めにいくつかを質問します。それに対して執行部から答弁をいただきます。その答弁でまた質疑をする。でまた、その質疑に対して答弁に対して質疑をする。そういう流れで、はい。

9番 奥村武生議員

1つの、例えば消防費なら消防費、この中の1つをして、それで回答もらって、そしてまたというわけにはいかない、3回に収めたらいいんじゃないですか。

中本衛議長

いいえ、もう一番初めに一括してやってください。

9番 奥村武生議員

そういうふうになると、やりにくいんですよ。

102ページ、この中州のタワーを設計するにあたっての、その全協でも申しあげましたけどね、今、町長、中州にその要介護をする必要ある人は何人おりますか。あるいは小学校2年生までの人が何人おりますか。あるいはその避難にあたって、その車椅子を必要とするような人は何人おりますか、ご存じですかね、町長、これ。こういうことを掌握したうえで、これ設計をしてもらわないと、設計する必要があるんじゃないかと思うんですよ。

それから、町長は一律にこう考えておるみたいやけども、いろんなところからですね、いろんな会社が東北大震災を受けてですね、いろんな会社がいろんなその素晴らしいこう設計図、避難タワーの設計図を出しておるわけですよ。そういうものも勘案して考える必要があるんじゃないかと思います。

それから、もう1つは、先ほど前者議員が申しあげました幼稚園、保育園のことですけど、私ここで言うつもりはなかったんですけども、教育長、これはとんでもない誤りをおかしますよ。保育所をですね、バランスがどうのこうのって、松永議員が質問したところですけども。

中本衛議長

奥村さん、あなた教育民生常任委員の中に入ってますので、その分はできるだけ割愛してください。質疑は。

9番 奥村武生議員

だけど、そのときは、教育長来ておらんじゃないですか。

中本衛議長

事細かく質疑できますので。

9番 奥村武生議員

いやいや教育長来ておらんところで、こういうこと言っても意味ないでしょう。

中本衛議長

またそれはそれで委員長の権限で呼ぶこともできますので、それは相談してください。
できたらその分割愛してください。

9番 奥村武生議員

だけど大筋でこれ質疑せないかんのですよ。こういうところでは。大筋で質問せないかんのです。大筋で聞きますよ。私は一言言っておきますけども、保育所を圧迫するというような考えでは、町立の保育所あればいいですよ。

諸悪の根源になってきておるんですよ。今までそういうことが、だから2年制の保育所も1年制になっておるところもあるんじゃないですか。これは今、この問題だけ提起しておきますね。十分、これどうしたら住民の命と健康、子どもたちを守れるかということを観点にして考えてもらわな困りますよということを、私申し上げておきます。

で、町長、私の考えに対する答弁をお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

津波避難タワーの話でよろしいですね。そのタワーの中で、できるだけ上りやすいような階段の付け方とか、そういったものは設計の中で配慮させていただきたいと思いたいで、そういった部分はあれですけど、データの的にですね、細かいデータは今持ち合わせてないので、また、そういったものはしなければいけないかなと思いますが、ただ、小学生以下が何人いるからどういう建て方とかですね、避難行動要支援者だから、だからこういう建て方というのはなかなか難しいのではないかと思います。

ただ、階段でもですね、大紀町でもございますように、階段の高さが15センチとか、ロー階段にすることによって高齢者が上りやすい。子どもたちが上りやすいとかですね、そういった検討は、今後、設計の中で行っていきたいと思います。

中本衛議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

先ほど1回目に申し上げましたように、町長、車椅子でも十分避難できるという、車椅子の設計しておる会社があるんですよ。私はそれを差し上げたいと思いたいで、参考にさせていただきますか。

それから、これは町は避難対策については、全町住民、議会、行政一体となってですね、

もう考えていかないかん問題ですので、私もそのように考えますけども。

それから、中央防災会議の申し上げているのはですね、中央防災会議は大筋でやっていると、それで細かいことについては、さらに地域のほうでやれるものならやってくださいと言っているわけです。その点では、今までの、その2011年の防災の問題点というのは、やっぱりアスペリティの問題のみに終始したという問題があって、そのときに2011年の6月28日にですね、中央防災会議がひとつとしてコメントしたのは、堆積物の調査をしてくださいねということだったんです。そこから何メートルの津波が来るかということ割り出してくださいねということだったんですよ。その1つの流れで高知大学の先生らがその須賀利の大池で調査されたと、それでその先生が熊野市と尾鷲市で講演をされました。

その中で、先生がおっしゃったのは、まず20mのところへ逃げてくださいと、だからこのタワーについても、中州については2.5mですね、海拔が。そして15mと言っていますけども、でき得る限り私は20mに近づくよう設計していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、それで質問は終わりますけど。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、過去の津波の高さ等を調べてですね、現実には即した数字をですね、ご存じだと思うんですけど、3月末ぐらいに、県のほうもきちっとした数値が出るのではないかという予測です、あくまでも。そういったものも踏まえてですね、設計の中でいかしていきたいと思います。ですから、現実には即したような津波避難ビル、しっかりと避難できるような高さの津波避難ビルをさせていただきたいと思います。

その一定の基準が15mということですね、お話させていただきましたが、これ設計の中で十分考慮をしながら、いろいろなことを考えながら、していきたいなと思います。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、消防費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第33号についての質疑を終了します。

日程第35

中本衛議長

次に、日程第35号 議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第36

中本衛議長

次に、日程第36号 議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第37

中本衛議長

次に、日程第37号 議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

質疑を許します。

質疑される方、いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第38

中本衛議長

次に、日程第38号 議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方、いませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

簡単にやります。今日初めての質問でございます。

44ページ、支出のところですね、委託料 2,607万円と工事請負費 5,000万円。

中本衛議長

待ってください。入江議員、あなた産業建設常任委員会の委員でございますので、大まかな質疑だけに抑えてください。できれば控えていただければ結構なんです。

6番 入江康仁議員

控えさせていただきます。

中本衛議長

よろしくをお願いします。

ほかに、ございませんか。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

この予算書についてですね、1ページなんですけど、私、どうもこの会計上の制度改正によって、その損益を判断するですね、指標がよくわからんようになりました。そういうことで少し質疑をしたいと思うんですが、この1ページのですね、収入、第1款の水道事

業収益、それから第2款の簡易水道事業収益、これをですね、この数値。それから支出はですね、第1款の同じく水道事業費用、それから簡易水道事業費用ですね、この数字を見るといずれもですね、これ大幅に収入のほうが少なくって、支出のほうが多いですね。そうするとどうしてもこれはですね、大きな赤字だというふうに思ってしまうわけですね。

そこで、このですね、資料22ページだったですかね。以前の、去年のですね、業績の内容がですね、損益計算書と貸借対照表にですね、載っておりますね。このやり方だとどうい利益の状況になっておって、どういう財産の状況になっておってということが、今まで読めておったんですけどもね、今回のこの資料が全く読めないんですわ。それでですね、今言うたように、これだけを見ると大きな赤字になっていると、通常に考えてですね。だからどのようにですね、制度改正されたのか、もっと丁寧に教えてもらわないと、そして勉強しないとですね、これ理解ができません。まずそういうことで、1つはですね、その制度改正されたことについてですね、どういう制度改正になったのかということを説明してもらいたいし、これをですね、今までのやり方でやれば、どういう数字になるのかというのも、これ初めての初年度なんで、比較してですね、見れるぐらいの親切な予算書を提供していただきたいと思うんですけど、町長、その辺はいかがでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、私もこれ苦手な部分がございます。そういった意味ではですね、議員の皆様にはわかっていただいたり、我々自身もですね、もっと勉強しなきゃいけないと思いますんで、どういう資料をつくれるかということはどういうことですか、また今後勉強させていただきますし、今、これに対してのそういった概要の説明というのですか、こういう公会計制度のですね、そういうものはまたお渡しさせていただきたいと思いますが、おそらくこれ議員の皆さん、玉津議員のみならずだと思いますので、また議長ともですね、いろいろ相談しまして、こういったものについてね、どういう勉強会するのかということもですね、検討させていただいてよろしいですか。今、ここでいろいろ出すものもないと思いますんで、はい。

中本衛議長

玉津議員。

8番 玉津充議員

今、私が要求したやつをですね、やろうと思って説明してもらっても、この議場の席ではですね、非常に長時間になってしまうだろうと思うんで、そういうふうな今、私言ったようなことに答えられるですね、別個な方法というか、そういうことで取り組んでいただければというふうに思います。

中本衛議長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

ここで、時間の延長をいたしますので、ご了承ください。

以上で、質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑がすべて終了しました。

中本衛議長

その場で、暫時休憩をお願いします。

(午後 4時 53分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めさせていただきます。

(午後 5時 08分)

中本衛議長

お諮りします。

ただいま議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

付託案件の審査については、3月11日、火曜日は、総務財政常任委員会。3月12日、水曜日は、教育民生常任委員会。3月13日、木曜日は、産業建設常任委員会の開催となります。いずれも午前9時30分からの開会であります。委員会の運営にあたっては、各委員長においてお取り計らいくださるようお願いいたします。

また、1日で付託議案の審査が終わらないときには、予備日を利用させていただきたいと思っております。

中本衛議長

お諮りします。

3月10日は、本会議として議案質疑の日程となっておりますが、質疑につきましては、本日すべて終了したことにより、3月10日は休会といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、3月10日は、休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 5時 10分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 6 月 9 日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 平野倅規